

# イーサネット網サービス契約約款

2024年2月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

## 目次

### 第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

### 第2章 イーサネット網サービスの種類等

- 第4条 イーサネット網サービスの種類等

### 第3章 イーサネット網サービスの提供区域

- 第5条 イーサネット網サービスの提供区域

### 第4章 契約

#### 第1節 第Ⅰ種イーサネット網サービスに係る契約

- 第6条 契約の単位
- 第7条 共同契約
- 第8条 アクセス回線の終端
- 第9条 収容区域及び加入区域
- 第10条 第Ⅰ種イーサネット網契約申込の方法
- 第11条 第Ⅰ種イーサネット網契約申込の承諾
- 第12条 最低利用期間
- 第12条の2 アクセス回線又は中継回線等の種別の変更
- 第13条 品目等の変更
- 第14条 アクセス回線の移転
- 第15条 第Ⅰ種アクセス回線又は第Ⅰ種異収容アクセス回線の異経路
- 第16条 その他の契約内容の変更
- 第17条 利用の一時中断
- 第18条 利用権の譲渡の禁止
- 第19条 第Ⅰ種契約者が行う第Ⅰ種イーサネット網契約の解除
- 第20条 当社が行う第Ⅰ種イーサネット網契約の解除
- 第21条 その他の提供条件

#### 第2節 第Ⅱ種イーサネット網サービスに係る契約

- 第21条の2 アクセス回線の終端
- 第21条の3 第Ⅱ種イーサネット網契約申込の方法
- 第21条の4 第Ⅱ種イーサネット網契約申込の承諾
- 第21条の5 最低利用期間
- 第21条の6 アクセス回線の種別の変更
- 第21条の7 追加アクセス回線に対応する基本アクセス回線の変更
- 第21条の8 品目等の変更
- 第21条の9 アクセス回線の移転
- 第21条の10 第Ⅰ種アクセス回線又は第Ⅰ種追加アクセス回線の異経路
- 第21条の11 その他の契約内容の変更
- 第21条の12 第Ⅱ種契約者が行う第Ⅱ種イーサネット網契約の解除
- 第21条の13 当社が行う第Ⅱ種イーサネット網契約の解除
- 第21条の14 その他の提供条件

#### 第3節 第Ⅲ種イーサネット網サービスに係る契約

- 第 21 条の 15 アクセス回線の終端
- 第 21 条の 16 第Ⅲ種イーサネット網契約申込の方法
- 第 21 条の 17 第Ⅲ種イーサネット網契約申込の承諾
- 第 21 条の 18 最低利用期間
- 第 21 条の 19 品目等の変更
- 第 21 条の 20 アクセス回線の移転
- 第 21 条の 21 第1種他社アクセス回線の異経路
- 第 21 条の 22 その他の契約内容の変更
- 第 21 条の 23 第Ⅲ種契約者が行う第Ⅲ種イーサネット網契約の解除
- 第 21 条の 24 当社が行う第Ⅲ種イーサネット網契約の解除
- 第 21 条の 25 その他の提供条件

## 第5章 契約者回線群の設定等

- 第 22 条 契約者回線群の設定
- 第 23 条 契約者回線群の変更等
- 第 24 条 契約者回線群の廃止

## 第6章 付加機能

- 第 25 条 付加機能の提供
- 第 25 条の 2 付加機能の最低利用期間
- 第 25 条の 3 付加機能の変更
- 第 26 条 付加機能の廃止

## 第7章 端末設備の提供等

- 第 27 条 端末設備の提供
- 第 28 条 端末設備の移転
- 第 29 条 端末設備の利用の一時中断

## 第8章 回線相互接続

- 第 30 条 当社又は他社の電気通信回線の接続
- 第 30 条の 2 他社接続回線との相互接続
- 第 30 条の 3 他社接続回線の接続変更
- 第 30 条の 4 接続休止
- 第 30 条の 5 削除

## 第9章 利用中止等

- 第 31 条 利用中止
- 第 32 条 利用停止

## 第 10 章 通信

- 第 33 条 通信利用の制限等
- 第 33 条の 2 協定事業者の契約約款等による制約

## 第 11 章 料金等

- 第1節 料金及び工事に関する費用
- 第 34 条 料金及び工事に関する費用
- 第2節 料金等の支払義務
- 第 35 条 料金の支払義務

- 第 36 条 工事費の支払義務
- 第 37 条 線路設置費の支払義務
- 第 38 条 設備費の支払義務
- 第 3 節 料金の計算等
  - 第 39 条 料金の計算方法等
  - 第 40 条 料金等の支払いの連帯責任
- 第 4 節 割増金及び遅延損害金
  - 第 41 条 割増金
  - 第 42 条 遅延損害金
- 第 5 節 第 1 種他社アクセス回線の料金の取扱い等
  - 第 42 条の 2 第 1 種他社アクセス回線の料金の取扱い等

## 第 12 章 保守

- 第 43 条 契約者の維持責任
- 第 44 条 契約者の切分責任
- 第 45 条 修理又は復旧の順位

## 第 13 章 損害賠償

- 第 46 条 責任の制限
- 第 47 条 免責

## 第 14 章 雑則

- 第 48 条 承諾の限界
- 第 49 条 利用に係る契約者の義務
- 第 50 条 他人に使用させる場合の契約者の義務
- 第 51 条 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等
- 第 51 条の 2 契約者に係る情報の利用
- 第 52 条 技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第 53 条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行
- 第 54 条 法令に規定する事項
- 第 55 条 附帯サービス
- 第 56 条 閲覧

## 別記

- 1 イーサネット網サービスの提供区域等
- 2 契約者の地位の承継
- 3 契約者の氏名等の変更
- 4 第 1 種他社アクセス回線の料金の取扱い等
- 5 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等
- 6 自営端末設備の接続
- 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 8 自営電気通信設備の接続
- 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 10 当社の維持責任
- 11 新聞社等の基準
- 12 技術資料の項目
- 13 IPアドレス及びドメイン名に係る申請手続きの代行等
- 14 インターネット接続機能における禁止事項

15 利用契約回線と接続ができる当社の電気通信サービスに係る電気通信回線

料金表

通則

第1表 料金

第1 第Ⅰ種イーサネット網サービスに係るもの

第2 第Ⅱ種イーサネット網サービスに係るもの

第3 第Ⅲ種イーサネット網サービスに係るもの

第4 手続きに関する料金

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

第2 線路設置費

第3 設備費

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 IPアドレス取得申請手数料

第2 ドメイン名取得申請手数料

第3 ドメイン名維持料

別表

基本的な技術的事項

附則

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社(以下「当社」といいます。)はこのイーサネット網サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりイーサネット網サービス(当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

(注)本条のほか、当社は、イーサネット網サービスに附帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)をこの約款により提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更後のこの約款及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定されたこの約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 第Ⅰ種イーサネット収容網	同一の県内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備(18の2欄に定める特定事業者の卸電気通信役務に係る伝送路設備等を含みます。)をいいます。以下同じとします。)
4 第Ⅱ種イーサネット収容網	同一の市町村内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
5 第Ⅲ種イーサネット収容網	別記1に定める提供区域内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
6 イーサネット中継網	第Ⅰ種イーサネット収容網相互間を接続する電気通信回線設備
7 イーサネット網サービス	第Ⅰ種イーサネット収容網、第Ⅰ種イーサネット収容網及びイーサネット中継網、第Ⅱ種イーサネット収容網又は第Ⅲ種イーサネット収容網を使用して行う電気通信サービス
8 イーサネット網サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりイーサネット網サービスを提供する当社の事業所
9 イーサネット網サービス取扱所	イーサネット網サービスに関する業務を行う当社の事務所
10 収容局設備	第Ⅰ種イーサネット収容網、第Ⅱ種イーサネット収容網又は第Ⅲ種イーサ

	ネット收容網に所属するイーサネット網サービス取扱局に設置される電気通信設備
11 第Ⅰ種イーサネット網契約	当社から第Ⅰ種イーサネット網サービスの提供を受けるための契約
12 第Ⅱ種イーサネット網契約	当社から第Ⅱ種イーサネット網サービスの提供を受けるための契約
13 第Ⅲ種イーサネット網契約	当社から第Ⅲ種イーサネット網サービスの提供を受けるための契約
14 イーサネット網契約	第Ⅰ種イーサネット網契約、第Ⅱ種イーサネット網契約又は第Ⅲ種イーサネット網契約
15 第Ⅰ種契約者	当社と第Ⅰ種イーサネット網契約を締結している者
16 第Ⅱ種契約者	当社と第Ⅱ種イーサネット網契約を締結している者
17 第Ⅲ種契約者	当社と第Ⅲ種イーサネット網契約を締結している者
18 契約者	第Ⅰ種契約者、第Ⅱ種契約者又は第Ⅲ種契約者
18の2 特定事業者	電気通信事業法(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。))第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務を当社に提供する電気通信事業者第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)であって、当社が指定する者 (注)「当社が指定する者」は株式会社 JPIX とします。
19 相互接続点	当社(特定事業者を含みます。以下この欄において同じとします。)と当社以外の電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
20 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
21 他社接続回線	相互接続点において当社の電気通信回線と相互に接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
22 接続契約回線	相互接続点を介して他社接続回線と中継局設備とを相互に接続するための電気通信設備
23 接続アクセス回線	接続契約回線及び相互接続協定に基づき当社が料金を設定する他社接続回線
24 第1種アクセス回線	イーサネット網契約に基づいて收容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備であって、第1種異收容アクセス回線、第1種追加アクセス回線及び第1種他社アクセス回線以外のもの
25 第1種異收容アクセス回線	第Ⅰ種イーサネット網契約に基づいて同一のイーサネット網サービス取扱局の異なる收容局設備から契約の申込者が指定する同一の場所との間に設置される2の電気通信設備
26 第1種他社アクセス回線	第Ⅲ種イーサネット網契約に基づいて相互接続点と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備であって、相互接続協定に基づき協定事業者が料金を設定するもの
27 第2種アクセス回線	イーサネット網契約に基づいて收容局設備とその收容局設備が設置されているイーサネット網サービス取扱局内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信設備であって、第2種追加アクセス回線以外のもの
28 基本アクセス回線	第1種アクセス回線、第1種異收容アクセス回線、第1種他社アクセス回線又は第2種アクセス回線
29 第1種追加アクセス	第Ⅱ種イーサネット網契約に基づいて第Ⅱ種イーサネット收容網に所属す

回線	る收容局設備(契約の申込者が指定する基本アクセス回線が收容されている設備と同一のものとしします。)と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備であって、契約の申込者が指定する基本アクセス回線に対応しているもの
30 第2種追加アクセス回線	第Ⅱ種イーサネット網契約に基づいて第Ⅱ種イーサネット收容網に所属する收容局設備(契約の申込者が指定する基本アクセス回線が收容されている設備と同一のものとしします。以下この欄において同じとしします。)とその收容局設備が設置されているイーサネット網サービス取扱局内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信設備であって、契約の申込者が指定する基本アクセス回線に対応しているもの
31 追加アクセス回線	第1種追加アクセス回線又は第2種追加アクセス回線
32 アクセス回線	基本アクセス回線又は追加アクセス回線
33 第1種アクセス回線等	第1種アクセス回線、第1種異收容アクセス回線、第1種他社アクセス回線又は第1種追加アクセス回線
34 アクセス回線等	第1種アクセス回線等及び当社が設置する第1種アクセス回線等に係る端末設備
35 中継局設備	イーサネット中継網に所属するイーサネット網サービス取扱局に設置される電気通信設備
36 中継回線	第Ⅰ種イーサネット收容網に所属する收容局設備と中継局設備との間に設置される電気通信回線
37 異收容中継回線	第Ⅰ種イーサネット收容網に所属する同一のイーサネット網サービス取扱局の異なる收容局設備と中継局設備との間に設置される2の電気通信回線
38 中継回線等	中継回線又は異收容中継回線
39 異收容回線	第1種異收容アクセス回線又は異收容中継回線
40 契約者回線	アクセス回線、中継回線等又は接続アクセス回線
41 アクセス回線群	第Ⅰ種イーサネット收容網を使用して相互に通信を行うことのできるアクセス回線により構成される回線群、第Ⅱ種イーサネット收容網を使用して相互に通信を行うことのできるアクセス回線により構成される回線群又は第Ⅰ種イーサネット收容網及びイーサネット中継網を使用して他の回線と相互に通信を行うことのできる単独のアクセス回線
42 中継回線群	イーサネット中継網を使用して異なる県間で相互に通信を行うことのできるアクセス回線群に対応する中継回線等により構成される回線群又はイーサネット中継網を使用して第Ⅰ種イーサネット收容網と接続契約回線間で相互に通信を行うことのできる単独の中継回線等
43 契約者回線群	アクセス回線群、中継回線群又は接続アクセス回線により構成された相互に通信を行うことができる回線群又は他社接続回線と相互に通信を行うことのできる単独のアクセス回線
44 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
45 情報端末	電子計算機又はPDAの機能を具備する無線送受信装置であって、当社が別に定めるもの
46 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
47 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
48 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続の技術的条件
49 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び

	同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
50 サービス接続点	当社がイーサネット網サービスの用に供する目的で設置する電気通信設備と当社の他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備との接続点
51 クライアントID	付加機能(インターネットVPN機能のソフトウェア型に限ります。)を使用する者を特定するために割り当てる英字及び数字の組み合わせであって、当社がこの約款に基づいて第 I 種契約者に割り当てるもの
52 IPv4 アドレス	インターネットプロトコルバージョン 4 で定められているアドレス
53 IPv6 アドレス	インターネットプロトコルバージョン 6 で定められているアドレス

## 第2章 イーサネット網サービスの種類等

(イーサネット網サービスの種類等)

第4条 当社が提供するイーサネット網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
第Ⅰ種イーサネット網サービス	第Ⅰ種イーサネット收容網又は第Ⅰ種イーサネット收容網及びイーサネット中継網を使用して行う電気通信サービス
第Ⅱ種イーサネット網サービス	第Ⅱ種イーサネット收容網を使用して行う電気通信サービス
第Ⅲ種イーサネット網サービス	第Ⅲ種イーサネット收容網を使用して行う電気通信サービス

2 イーサネット網サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目及び保守の態様による細目があります。

### 第3章 イーサネット網サービスの提供区域

(イーサネット網サービスの提供区域)

第5条 当社のイーサネット網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

## 第4章 契約

### 第1節 第I種イーサネット網サービスに係る契約

#### (契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の第I種イーサネット網契約を締結します。

#### (共同契約)

第7条 当社は、1の契約者回線について、第I種契約者が2人以上となる第I種イーサネット網契約(以下「共同契約」といいます。)を締結します。

2 前項の場合、第I種契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

#### (アクセス回線の終端)

第8条 当社は、第I種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを第1種アクセス回線又は第1種異収容アクセス回線の終端とします。

2 当社は、イーサネット網サービス取扱局内の当社が指定する地点に電気通信設備を設置し、これを第2種アクセス回線の終端とします。

3 当社は、前2項の地点を定めるときは、第I種契約者と協議します。

#### (収容区域及び加入区域)

第9条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するイーサネット網サービス取扱所においてその収容区域及び加入区域を閲覧に供します。

#### (第I種イーサネット網契約申込の方法)

第10条 第I種イーサネット網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をイーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第I種イーサネット網サービスの品目及び保守の態様による細目
- (2) アクセス回線の終端の設置場所
- (3) 所属するアクセス回線群
- (4) 所属する契約者回線群
- (5) 中継回線等に係る第I種イーサネット網契約の申込みにあつては、前各号に掲げる事項のほか、その中継回線等に対応するアクセス回線群及び中継回線群
- (6) 他社接続回線と接続する第I種イーサネット網契約の申込みにあつては、相互に接続する他社接続回線に係るサービスの品目、通信又は保守の態様による細目、区間及び協定事業者の氏名又は名称
- (7) その他第I種イーサネット網サービスの内容を特定するため必要な事項

#### (第I種イーサネット網契約申込の承諾)

第11条 当社は、第I種イーサネット網契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第I種イーサネット網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) アクセス回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第I種イーサネット網契約の申込みをした者が第I種イーサネット網サービスの料金又は工事に関する

費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (3) 第 22 条(契約者回線群の設定)に規定する契約者回線群がないとき。
- (4) アクセス回線の契約にあつては、アクセス回線群がないとき。
- (5) 第 1 種異収容アクセス回線の契約にあつては、その第 1 種異収容アクセス回線の終端が同一の場所がないとき、その第 1 種異収容アクセス回線を異なる収容局設備に収容することが技術的に困難なとき又はその第 1 種異収容アクセス回線を保守することが著しく困難である等イーサネット網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (6) 中継回線等の契約にあつては、その中継回線等に対応するアクセス回線群又は中継回線群がないとき。
- (7) 異収容中継回線の契約にあつては、その異収容中継回線を異なる収容局設備と中継局設備の間に設置することが技術的に困難なとき又はその異収容中継回線を保守することが著しく困難である等イーサネット網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (8) 他社接続回線と接続するイーサネット網契約の申込みにあつては、そのイーサネット網契約の申込みをした者が、他社接続回線について協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき、その他社接続回線との相互接続に関してその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき又はその他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (9) (削除)
- (10)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### (最低利用期間)

第 12 条 第 I 種イーサネット網サービスについては、料金表第 1 表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、第 I 種イーサネット網サービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。
- 3 第 I 種契約者は、前項の最低利用期間内に第 I 種イーサネット網契約の解除又は第 I 種イーサネット網サービスの品目等の変更、料金表第 1 表(料金)に定める保守の態様による細目の変更又はアクセス回線の移転があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

#### (アクセス回線又は中継回線等の種別の変更)

第 12 条の 2 第 I 種契約者は、アクセス回線の種別の変更(第 1 種アクセス回線と第 1 種異収容アクセス回線間の変更に限ります。)又は中継回線等の種別の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があつたときは、当社は、第 11 条(第 I 種イーサネット網契約申込の承諾)(第 2 項第 9 号を除きます。)の規定に準じて取り扱います。

#### (品目等の変更)

第 13 条 第 I 種契約者は、第 I 種イーサネット網サービスの品目及び保守の態様による細目並びに料金表第 1 表(料金)に定めるプランの変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があつたときは、当社は、第 11 条(第 I 種イーサネット網契約申込の承諾)(第 2 項第 9 号を除きます。)の規定に準じて取り扱います。

#### (アクセス回線の移転)

第 14 条 第 I 種契約者は、アクセス回線の移転の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があつたときは、当社は、第 11 条(第 I 種イーサネット網契約申込の承諾)(第 2 項第 9 号を除きます。)の規定に準じて取り扱います。

#### (第 1 種アクセス回線又は第 1 種異収容アクセス回線の異経路)

第 15 条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、第 I 種契約者の請求に基づき、その第 1 種アクセス回線又は第 1 種異収容アクセス回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

(その他の契約内容の変更)

第 16 条 当社は、第 I 種契約者から請求があったときは、第 10 条(第 I 種イーサネット網契約申込の方法)第 7 号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 11 条(第 I 種イーサネット網契約申込の承諾)(第 2 項第 9 号を除きます。)の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第 17 条 当社は、第 I 種契約者から請求があったときは、第 I 種イーサネット網サービスの利用の一時中断(その第 I 種イーサネット網サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(利用権の譲渡の禁止)

第 18 条 利用権(第 I 種契約者が第 I 種イーサネット網契約に基づいて第 I 種イーサネット網サービスの提供を受ける権利をいいます。)は、譲渡することができません。

(第 I 種契約者が行う第 I 種イーサネット網契約の解除)

第 19 条 第 I 種契約者は、第 I 種イーサネット網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめイーサネット網サービス取扱所に書面により通知して頂きます。

(当社が行う第 I 種イーサネット網契約の解除)

第 20 条 当社は、次の場合には、その第 I 種イーサネット網契約を解除することがあります。

- (1) 第 32 条(利用停止)の規定により第 I 種イーサネット網サービスの利用停止をされた第 I 種契約者がなおその事実を解消しないとき。
  - (2) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、第 I 種契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、利用の一時中断の請求を行わないとき。
  - (3) その第 I 種イーサネット網契約に係る契約者回線群について、第 24 条(契約者回線群の廃止)に規定する契約者回線群の廃止があった場合であって、第 23 条(契約者回線群の変更等)第 1 項に規定する所属先の変更の請求を行わないとき。
- 2 当社は、第 I 種契約者が第 32 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第 1 号の規定にかかわらず、第 I 種イーサネット網サービスの利用停止をしないでその第 I 種イーサネット網契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前 2 項の規定により、その第 I 種イーサネット網契約を解除しようとするときは、あらかじめ第 I 種契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 21 条 第 I 種イーサネット網契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 によります。

第 2 節 第 II 種イーサネット網サービスに係る契約

(アクセス回線の終端)

第 21 条の 2 当社は、第 II 種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを第 1 種アクセス回線又は第 1 種追加アクセス回線の終端とします。

- 2 当社は、イーサネット網サービス取扱局内の当社が指定する地点に電気通信設備を設置し、これを第 2 種アクセス回線又は第 2 種追加アクセス回線の終端とします。
- 3 当社は、前 2 項の地点を定めるときは、第 II 種契約者と協議します。

(第 II 種イーサネット網契約申込の方法)

第 21 条の 3 第 II 種イーサネット網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をイーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第 II 種イーサネット網サービスの品目及び保守の態様による細目
- (2) アクセス回線の終端の設置場所
- (3) 所属するアクセス回線群
- (4) 所属する契約者回線群
- (5) 追加アクセス回線に係る第 II 種イーサネット網契約の申込みにあつては、前各号に掲げる事項のほか、その追加アクセス回線に対応する基本アクセス回線
- (6) その他第 II 種イーサネット網サービスの内容を特定するため必要な事項

(第 II 種イーサネット網契約申込の承諾)

第 21 条の 4 当社は、第 II 種イーサネット網契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 II 種イーサネット網契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) アクセス回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 第 II 種イーサネット網契約の申込みをした者が第 II 種イーサネット網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) 第 22 条(契約者回線群の設定)に規定する契約者回線群がないとき。
  - (4) アクセス回線群がないとき。
  - (5) 追加アクセス回線の契約にあつては、その追加アクセス回線に対応する基本アクセス回線がないとき、追加アクセス回線とそれに対応する基本アクセス回線が同一の收容局設備に收容されていないとき又は料金表第 1 表(料金)に定めるところにより基本アクセス回線がその追加アクセス回線に対応できないとき。
  - (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第 21 条の 5 第 II 種イーサネット網サービスについては、料金表第 1 表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、第 II 種イーサネット網サービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。
- 3 第 II 種契約者は、前項の最低利用期間内に第 II 種イーサネット網契約の解除又は第 II 種イーサネット網サービスの品目等の変更、料金表第 1 表(料金)に定める保守の態様による細目の変更、アクセス回線の種別の変更又はアクセス回線の移転があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(アクセス回線の種別の変更)

第 21 条の6 第Ⅱ種契約者は、アクセス回線の種別の変更(第1種アクセス回線と第1種追加アクセス回線間又は第2種アクセス回線と第2種追加アクセス回線間の変更に限ります。)の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 21 条の4(第Ⅱ種イーサネット網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(追加アクセス回線に対応する基本アクセス回線の変更)

第 21 条の7 第Ⅱ種契約者は、追加アクセス回線に対応する基本アクセス回線の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 21 条の4(第Ⅱ種イーサネット網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(品目等の変更)

第 21 条の8 第Ⅱ種契約者は、第Ⅱ種イーサネット網サービスの品目及び保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 21 条の4(第Ⅱ種イーサネット網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(アクセス回線の移転)

第 21 条の9 第Ⅱ種契約者は、アクセス回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 21 条の4(第Ⅱ種イーサネット網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第1種アクセス回線又は第1種追加アクセス回線の異経路)

第 21 条の 10 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、第Ⅱ種契約者の請求に基づき、その第1種アクセス回線又は第1種追加アクセス回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

(その他の契約内容の変更)

第 21 条の 11 当社は、第Ⅱ種契約者から請求があったときは、第 21 条の3(第Ⅱ種イーサネット網契約申込の方法)第5号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 21 条の4(第Ⅱ種イーサネット網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第Ⅱ種契約者が行う第Ⅱ種イーサネット網契約の解除)

第 21 条の 12 第Ⅱ種契約者は、第Ⅱ種イーサネット網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめイーサネット網サービス取扱所に書面により通知して頂きます。

(当社が行う第Ⅱ種イーサネット網契約の解除)

第 21 条の 13 当社は、次の場合には、その第Ⅱ種イーサネット網契約を解除することがあります。

- (1) 第 32 条(利用停止)の規定により第Ⅱ種イーサネット網サービスの利用停止をされた第Ⅱ種契約者がなおその事実を解消しないとき。
- (2) その第Ⅱ種イーサネット網契約に係る契約者回線群について、第 24 条(契約者回線群の廃止)に規定する契約者回線群の廃止があった場合であって、第 23 条(契約者回線群の変更等)第1項に規定する所属先の変更の請求を行わないとき。
- (3) 第 21 条の6(アクセス回線の種別の変更)、第 21 条の8(品目等の変更)、第 21 条の9(アクセス回線の

- 移転)、第 21 条の 11(その他契約内容の変更)、第 21 条の 12(第Ⅱ種契約者が行う第Ⅱ種イーサネット網契約の解除)又は前2号の規定により、追加アクセス回線に対応する基本アクセス回線がなくなった場合であって、第 21 条の 7(追加アクセス回線に対応する基本アクセス回線の変更)第1項に規定する、追加アクセス回線に対応する基本アクセス回線の変更の請求を行わないとき。
- 2 当社は、第Ⅱ種契約者が第 32 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第 1 号の規定にかかわらず、第Ⅱ種イーサネット網サービスの利用停止をしないでその第Ⅱ種イーサネット網契約を解除することがあります。
  - 3 当社は、前2項の規定により、その第Ⅱ種イーサネット網契約を解除しようとするときは、あらかじめ第Ⅱ種契約者にそのことを通知します。

#### (その他の提供条件)

- 第 21 条の 14 契約の単位、共同契約、收容区域及び加入区域、利用の一時中断及び利用権の譲渡の禁止については、第Ⅰ種イーサネット網サービスの場合に準ずるものとします。
- 2 前項に規定するほか、第Ⅱ種イーサネット網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3によります。

### 第 3 節 第Ⅲ種イーサネット網サービスに係る契約

#### (アクセス回線の終端)

- 第 21 条の 15 当社は、第Ⅲ種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを第Ⅰ種他社アクセス回線の終端とします。
- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、第Ⅲ種契約者と協議します。

#### (第Ⅲ種イーサネット網契約申込の方法)

- 第 21 条の 16 第Ⅲ種イーサネット網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をイーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。
- (1) 第Ⅲ種イーサネット網サービスの品目
  - (2) アクセス回線の終端の設置場所
  - (3) 所属する契約者回線群
  - (4) 他社接続回線と接続する第Ⅲ種イーサネット網契約の申込みにあつては、相互に接続する他社接続回線に係るサービスの品目、通信又は保守の態様による細目、区間及び協定事業者の氏名又は名称
  - (5) その他第Ⅲ種イーサネット網サービスの内容を特定するため必要な事項

#### (第Ⅲ種イーサネット網契約申込の承諾)

- 第 21 条の 17 当社は、第Ⅲ種イーサネット網契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第Ⅲ種イーサネット網契約の申込みを承諾しないことがあります。
    - (1) アクセス回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
    - (2) 第Ⅲ種イーサネット網契約の申込みをした者が第Ⅲ種イーサネット網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
    - (3) 第 22 条(契約者回線群の設定)に規定する契約者回線群がないとき。
    - (4) 他社接続回線と接続する第Ⅲ種イーサネット網契約の申込みにあつては、その第Ⅲ種イーサネット網契

約の申込みをした者が、他社接続回線について協定事業者と契約を締結している者と同じの者とならないとき、その他社接続回線との相互接続に関してその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき又はその他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第 21 条の 18 第三種イーサネット網サービスについては、料金表第 1 表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第三種イーサネット網サービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。

3 第三種契約者は、前項の最低利用期間内に第三種イーサネット網契約の解除又は第三種イーサネット網サービスの品目等の変更又はアクセス回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

第 21 条の 19 第三種契約者は、第三種イーサネット網サービスの品目の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 21 条の 17(第三種イーサネット網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(アクセス回線の移転)

第 21 条の 20 第三種契約者は、アクセス回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 21 条の 17(第三種イーサネット網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第 1 種他社アクセス回線の異経路)

第 21 条の 21 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、第三種契約者の請求に基づき、その第 1 種他社アクセス回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

(その他の契約内容の変更)

第 21 条の 22 当社は、第三種契約者から請求があったときは、第 21 条の 16(第三種イーサネット網契約申込の方法)第 5 号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 21 条の 17(第三種イーサネット網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第三種契約者が行う第三種イーサネット網契約の解除)

第 21 条の 23 第三種契約者は、第三種イーサネット網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめイーサネット網サービス取扱所に書面により通知して頂きます。

(当社が行う第三種イーサネット網契約の解除)

第 21 条の 24 当社は、次の場合には、その第三種イーサネット網契約を解除することがあります。

(1) 第 32 条(利用停止)の規定により第三種イーサネット網サービスの利用停止をされた第三種契約者がなおその事実を解消しないとき。

(2) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、第三種契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、利用の一時中断の請求を行わないとき。

- (3) その第Ⅲ種イーサネット網契約に係る契約者回線群について、第24条(契約者回線群の廃止)に規定する契約者回線群の廃止があった場合であって、第23条(契約者回線群の変更等)第1項に規定する所属先の変更の請求を行わないとき。
- 2 当社は、第Ⅲ種契約者が第32条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、第Ⅲ種イーサネット網サービスの利用停止をしないでその第Ⅲ種イーサネット網契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その第Ⅲ種イーサネット網契約を解除しようとするときは、あらかじめ第Ⅲ種契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

- 第21条の25 契約の単位、共同契約、收容区域及び加入区域、利用の一時中断及び利用権の譲渡の禁止については、第Ⅰ種イーサネット網サービスの場合に準ずるものとします。
- 2 前項に規定するほか、第Ⅲ種イーサネット網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3によります。

## 第5章 契約者回線群の設定等

### (契約者回線群の設定)

第 22 条 イーサネット網契約の申込みをする者は、所属する契約者回線群を指定していただきます。

- 2 前項の場合において、当社は、その契約者回線群に所属する契約者回線に係る契約者の承諾が得られない場合を除いて、契約者回線群を設定します。
- 3 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者(その契約者回線群に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者をいいます。以下同じとします。)を指定して、イーサネット網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 4 当社は、前3項により契約者回線群を設定する場合は、1 の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号(契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。)を付与します。
- 5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

### (契約者回線群の変更等)

第 23 条 契約者(回線群代表者を除きます。)は、現に所属する契約者回線群から他の契約者回線群へ、契約者回線群の変更の請求を行うことができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 22 条(契約者回線群の設定)の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
- 3 契約者は、回線群代表者をその契約者回線群に所属する契約者の承認が得られない場合を除いて、同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

### (契約者回線群の廃止)

第 24 条 当社は、次の場合には、契約者回線群を廃止します。

- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の請求があったとき。
- (2) 回線群代表者に係る契約者回線について、契約の解除があった場合であって、第 23 条(契約者回線群の変更等)第3項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
- (3) その契約者回線群に所属するアクセス回線がなくなったとき。
- (4) 第Ⅱ種イーサネット網サービスに係る契約者回線群については、その契約者回線群に所属する基本アクセス回線がなくなったとき。

## 第6章 付加機能

### (付加機能の提供)

第 25 条 当社は、契約者から請求があったときは、そのイーサネット網契約について、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等イーサネット網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

### (付加機能の最低利用期間)

第 25 条の2 当社が別に定める付加機能については、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、その付加機能の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 当社が別に定める付加機能の提供を請求した契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止又は付加機能の区分の変更があった場合は、当社が定める期日までに料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(注)本条の当社が別に定める付加機能とは、料金表第1表(料金)に定めるインターネットVPN機能(ソフトウェア型のものに限ります。)をいいます。

### (付加機能の変更)

第 25 条の3 当社が別に定める付加機能に係る契約者は、当社が別に定める付加機能の品目又は細目の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 25 条(付加機能の提供)の規定に準じて取り扱います。

(注)本条の当社が別に定める付加機能とは、料金表第1表(料金)に定めるインターネットVPN機能(ソフトウェア型のものに限ります。)をいいます。

### (付加機能の廃止)

第 26 条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている契約者から、イーサネット網契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- (2) 料金表第1表(料金)に定める付加機能の提供条件を満たさなくなったとき。
- (3) 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

## 第7章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、その第1種アクセス回線、第1種異収容アクセス回線又は第1種追加アクセス回線について料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第28条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第29条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

## 第8章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第 30 条 契約者は、そのアクセス回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をイーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(他社接続回線との相互接続)

第 30 条の2 当社は、他社接続回線と接続するイーサネット網契約の申込みを承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線の接続変更)

第 30 条の3 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更(以下「他社接続回線変更」といいます。)を行います。

2 当社は前項の請求があったときは、第 11 条(第 I 種イーサネット網契約申込の承諾)(第 2 項第 9 号を除きます。)又は第 21 条の 17(第 III 種イーサネット網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(接続休止)

第 30 条の4 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社のイーサネット網サービスを全く利用できなくなったときは、そのイーサネット網サービスについて接続休止(そのイーサネット網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのイーサネット網サービスを一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)とします。

ただし、そのイーサネット網サービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。

3 第 1 項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのイーサネット網契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

第 30 条の5 削除

## 第9章 利用中止等

### (利用中止)

第 31 条 当社は、次の場合には、イーサネット網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (3) 第 33 条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりイーサネット網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

第 32 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのイーサネット網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったイーサネット網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのイーサネット網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第 49 条(利用に係る契約者の義務)又は第 50 条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、アクセス回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) アクセス回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をアクセス回線から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定によりイーサネット網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

## 第 10 章 通信等

(通信利用の制限等)

第 33 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の確保に直接関係がある機関
ガスの確保に直接関係がある機関選挙管理機関
別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたとき、通信が相手先に着信しないことがあります。

(協定事業者の契約約款等による制約)

第 33 条の2 契約者は、協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款(料金表を含みます)の規定により、イーサネット網サービスに係る他社接続回線その他その協定事業者に係る電気通信設備を使用することができない場合においては、イーサネット網サービスに係る通信を行うことはできません。

## 第 11 章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第 34 条 当社が提供するイーサネット網サービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するイーサネット網サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注)本条第1項に規定する料金は、当社が提供するイーサネット網サービスの態様に応じて、回線使用料、加算額、付加機能使用料及び基本料を合算したものとします。

### 第2節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第 35 条 契約者は、そのイーサネット網契約に基づいて当社がイーサネット網サービスの提供を開始した日(付加機能及び端末設備の提供についてはその提供を開始した日)から起算して契約の解除があった日(付加機能及び端末設備についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりイーサネット網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、イーサネット網サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのイーサネット網サービス(異収容回線に係るイーサネット網サービスの場合は、その1の電気通信設備又は1の電気通信回線(以下「片側設備」といいます。))に係るものとします。以下この表において同じとします。)を全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備(異収容回線に係る契約の場合は、片側設備とします。))による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄から3欄までに該当する場合によりその状態が生じた場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間(保守の態様による細目について、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合はその時間とします。)以上その状態が連続したとき(異収容回線に係るイーサネット網サービスの場合に、その2の電気通信設備又は2の電気通信回線が共に利用できない状態になった場合は、片側設備毎に連続した時間を計	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この欄において同じとします。)に対応するそのイーサネット網サービス(そのイーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下この欄において同じとします。)についての料金(異収容回線に係るイーサネット網サービスの場合は、片側設備毎に、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するそのイーサネット網サービスについての料金に1/2を乗じて得た額)

測します。)	
2 当社の故意又は重大な過失によりそのイーサネット網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのイーサネット網サービス(そのイーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下この欄において同じとします。)についての料金(異収容回線に係るイーサネット網サービスの場合は、片側設備毎に、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するそのイーサネット網サービスについての料金に1/2を乗じて得た額)
3 アクセス回線の移転若しくは端末設備の移転又は相互接続点の所在地の変更に伴って、イーサネット網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合によりイーサネット網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのイーサネット網サービス(そのイーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金
4 イーサネット網サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのイーサネット網サービス(そのイーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金

3 第1項の期間において、契約者がイーサネット網サービスと相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときのイーサネット網サービスの料金の支払いは、次によります。

- (1) 他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線に係る契約者に帰する事由により、他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、そのイーサネット網サービスに係る料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、イーサネット網サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、他社接続回線と相互に接続するイーサネット網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのイーサネット網サービス(そのイーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金
2 イーサネット網サービスと相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者又は当社の故意又は重大な過失によりそのイーサネット網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのイーサネット網サービス(そのイーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、そのイーサネット網サービスに係る料金の扱いについて、料金表第1表(料金)にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払義務)

第 36 条 契約者は、イーサネット網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第 37 条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2(線路設置費)に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、アクセス回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既に線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1) アクセス回線の終端が区域外(收容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。)となるイーサネット網契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。

(2) アクセス回線の終端が区域外にあるアクセス回線について、その種類及び品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

(3) 移転後のアクセス回線の終端が区域外となるアクセス回線の移転(移転後のアクセス回線の終端が移転前のアクセス回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(区域外におけるアクセス回線の新設の工事に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第 38 条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要するイーサネット網契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3(設備費)に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設備等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっている部分に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第3節 料金の計算等

(料金の計算方法等)

第 39 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第 40 条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

#### 第4節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第 41 条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第 42 条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年 10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

#### 第5節 第1種他社アクセス回線の料金の取扱い等

(第1種他社アクセス回線の料金の取扱い等)

第 42 条の2 第1種他社アクセス回線に係る契約者は、相互接続協定に基づき料金設定事業者(協定事業者のうち、当社の役務提供区間と協定事業者の役務提供区間を合わせて料金を設定する協定事業者をいいます。以下同じとします。)の契約約款及び料金表等に定めるところにより、その料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、料金設定事業者及びその料金に関する具体的な取扱いは、相互接続協定に基づき別記4に定めるところによります。

## 第 12 章 保守

(契約者の維持責任)

第 43 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 44 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がアクセス回線等に接続されている場合であって、アクセス回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、イーサネット網サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社又は特定事業者が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 45 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 33 条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係のある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係のある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にそのイーサネット網サービスに係る電気通信設備を変更することがあります。

## 第 13 章 損害賠償

### (責任の制限)

第 46 条 当社は、イーサネット網サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのイーサネット網サービス(異収容回線に係るイーサネット網サービスの場合は、片側設備に係るものとします。以下この条において同じとします。)が全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備(異収容回線に係る契約の場合は、片側設備とします。)による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、第 35 条(料金の支払義務)第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連続したとき(異収容回線に係るイーサネット網サービスの場合に、その 2 の電気通信設備又は 2 の電気通信回線が共に利用できない状態になった場合は、片側設備毎に連続した時間を計測します。)に限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、イーサネット網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(第 35 条第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間の倍数である部分に限り、以下この条において同じとします。)に対応するそのイーサネット網サービスに係る料金額(この約款の規定により当社が定める料金額(そのイーサネット網サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額)に限るものとし、異収容回線に係るイーサネット網サービスの場合は、片側設備毎に、そのことを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間に対応するそのイーサネット網サービスに係る料金額に 1/2 を乗じて得た額とします。)を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりイーサネット網サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

### (免責)

第 47 条 当社は、イーサネット網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(イーサネット網サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現にアクセス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第 14 章 雑則

### (承諾の限界)

第 48 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。  
ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

### (利用に係る契約者の義務)

第 49 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がイーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がイーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がイーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、イーサネット網サービスを利用しないこと。

なお、当社が別に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

### (他人に使用させる場合の契約者の義務)

第 50 条 契約者は、当社がイーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良の管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、当社がイーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に対し責任を負っていただきます。
- (2) 契約者は、当社がイーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備に関する料金又は工事に関する費用のうち、その設備を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、そのアクセス回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、そのアクセス回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げる約款の規定の適用とします。

- ア 第 43 条(契約者の維持責任)
- イ 第 44 条(契約者の切分責任)
- ウ 別記6(自営端末設備の接続)
- エ 別記7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記8(自営電気通信設備の接続)
- カ 別記9(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

### (契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等)

第 51 条 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

(契約者に係る情報の利用)

第 51 条の2 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等(特定事業者を含みます。以下この条において同じとします。)の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社契約約款等、又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、イーサネット網サービスの提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社又は協定事業者等の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第 52 条 イーサネット網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表の通りとします。

2 当社は、当社が指定するイーサネット網サービス取扱所において、イーサネット網サービスを利用するうえで参考となる別記12の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第 53 条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第 54 条 イーサネット網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注)法令に定めがある事項については、別記6から10に定めるところによります。

(附帯サービス)

第 55 条 イーサネット網サービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記13に定めるところによります。

(閲覧)

第 56 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

## 別記

## 別記

### 1 イーサネット網サービスの提供区域等

- (1) 当社のイーサネット網サービスの提供区域は、次に掲げる県の区域とします。

県の区域
愛知県、静岡県(富士川以西)、三重県、岐阜県、長野県

ただし、特定事業者の卸電気通信役務に係る伝送路設備等を利用してイーサネット網サービスを提供する場合はこの限りではありません。

- (2) 当社のイーサネット網サービスは、アクセス回線の終端相互間、アクセス回線と相互接続点若しくはサービス接続点との間及び相互接続点とサービス接続点の間において提供します。

### 2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてイーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかにイーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。

### 4 第1種他社アクセス回線の料金の取扱い等

- (1) 第1種他社アクセス回線に係る料金は、その第1種他社アクセス回線とその第1種他社アクセス回線と接続される他社接続回線とを合わせて定めるものとし、その他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表等に定めるところによります。
- (2) (1)の規定により、他社接続回線に係る協定事業者が定める料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるものを除き、その協定事業者の契約約款及び料金表等に定めるところによります。

### 5 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等

- (1) イーサネット網契約に係る第1種アクセス回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が第1種アクセス回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社は、契約者から要請があったときは、当社が別に定めるところによりその第1種アクセス回線等及び端末設備の設置場所を提供することがあります。
- (3) 契約者は、第1種アクセス回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

## 6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、そのアクセス回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて登録認定機関(事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、アクセス回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。

この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をアクセス回線から取りはずしていただきます。

## 8 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、そのアクセス回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

アクセス回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に

準じて取り扱います。

## 10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

## 11 新聞社等の基準

用語	用語の意味
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

## 12 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1)物理的条件
- (2)電氣的条件
- (3)論理的条件

## 13 IPアドレス及びドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときには、その契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)にその契約に係るIPアドレス(インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。)の割当て若しくは返却又はJPNIC及び日本レジストリサービス等(以下「JPRS等」といいます。)にその契約に係るドメイン名(JPNIC及びJPRS等によって割り当てられる組織等を示す名称をいいます。以下同じとします。)の割当て、変更若しくは返却の申請手続き等を行います。この場合、契約者はJPNIC及びJPRS等に対し支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2) (1)の場合、契約者は料金表第3表第1(IPアドレス取得申請手数料)及び第2(ドメイン名取得申請手数料)に規定する料金を支払っていただきます。
- (3) 契約者は、その契約者回線等においてドメイン名(そのイーサネット網契約に係るものに限り、以下同じとします。)を利用している場合は、料金表第3表第3(ドメイン名維持料)に規定する料金を支払っていただきます。
- (4) 契約者はドメイン名を利用している場合において、そのイーサネット網契約の解除又は付加機能の廃止があったときは、そのドメイン名について、速やかに指定事業者(JPRS等)に対しドメイン名に係る申請手続きの代行を行う事業者であって、JPRS等が定める者をいいます。以下同じとします。)の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。
- (5) (4)の場合において、イーサネット網契約の解除又は付加機能の廃止後5日を経過してもなお指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、契約者からドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求があったものとして、そのドメイン名の廃止の申請手続きを行うことがあります。

#### 14 インターネット接続機能における禁止事項

契約者は、インターネット接続機能の利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等)、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 他人を不当に差別若しくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為。
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は掲載する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、掲載、販売を想起させる広告を掲載又は送信する行為。
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (7) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付行為の広告を行う行為。
- (8) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為(無限連鎖講(ネズミ講)の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等。)
- (9) インターネット接続機能により利用する情報を改ざんし、又は消去する行為。
- (10) 他人になりすましてインターネット接続機能を利用する行為(偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (12) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれのある行為。
- (13) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為。
- (15) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為。
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
- (17) 違法行為(けん銃などの譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など)を直接的かつ明示的に請負し、仲介し、又は誘引する行為。
- (18) 人の殺害現場などの残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為。
- (20) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為。
- (21) インターネット異性紹介事業(出会い系サイト)の開設、運営、若しくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (22) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為。
- (23) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。
- (24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為。
- (25) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。
- (26) その他法令に違反する行為。

(27) その他、当社が不適切と判断する行為。

15 利用契約回線と接続ができる協定事業者の電気通信サービスに係る電気通信回線

(1) 接続アクセス回線のもの

KDDI株式会社のイーサネット通信サービス契約約款に規定するイーサネットアクセス回線又は端末回線

(2) 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの

KDDI株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款(以下、「総合オープン通信網サービス契約約款」といいます。)に規定する第5種総合オープン通信網サービス(下表に該当するタイプ等に係るものに限ります。)に係る利用回線又は端末回線

タイプ	プラン	コース
タイプⅡ	プランⅠ(特定通信限定利用型に係るものに限ります。)	コースⅠ
タイプⅣ	プランⅠ(特定通信限定利用型に係るものに限ります。)	コースⅠ
タイプⅤ	プランⅠ(特定通信限定利用型に係るものに限ります。)	コースⅠ
タイプⅦ	プランⅠ(特定通信限定利用型に係るものに限ります。)	コースⅠ
タイプⅡ	プランⅠ(特定通信限定利用型に係るものに限ります。)	コースⅡ
タイプⅣ	プランⅠ(特定通信限定利用型に係るものに限ります。)	コースⅡ
タイプⅦ	プランⅠ(特定通信限定利用型に係るものに限ります。)	コースⅡ

(3) auひかり(W)サービスを利用する方式のもの

KDDI株式会社のIPアクセスサービス契約約款(以下、「IPアクセスサービス契約約款」といいます。)に規定するauひかり(W)接続回線(一般auひかり(W)サービス(タイプⅣのものに限ります。)に係るものに限ります。)

## 料金表

## 目次

### 通則

#### 第1表 料金

##### 第1 第Ⅰ種イーサネット網サービスに係るもの

- 1 適用
- 2 料金額
  - 2-1 回線使用料
    - 2-2-1 プラン1に係るもの
    - 2-2-2 プラン2に係るもの
    - 2-2-3 その他
  - 2-2 加算額
  - 2-3 付加機能使用料

##### 第2 第Ⅱ種イーサネット網サービスに係るもの

- 1 適用
- 2 料金額
  - 2-1 基本料
  - 2-2 回線使用料
  - 2-3 加算額
  - 2-4 付加機能使用料

##### 第3 第Ⅲ種イーサネット網サービスに係るもの

- 1 適用
- 2 料金額
  - 2-1 加算額

##### 第4 手続きに関する料金

- 1 適用
- 2 料金額

#### 第2表 工事に関する費用

##### 第1 工事費

- 1 適用
- 2 工事費の額

##### 第2 線路設置費

- 1 適用
- 2 線路設置費の額

##### 第3 設備費

- 1 適用
- 2 設備費の額

#### 第3表 附帯サービスに関する料金

- 第1 IPアドレス取得申請手数料
- 第2 ドメイン名取得申請手数料
- 第3 ドメイン名維持料

## 通則

### (料金等の設定)

1 他社接続回線(当社が別に定める協定事業者に係るものに限り、)と接続して提供するイーサネットサービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と当社が別に定める協定事業者の提供区間とを併せて当社が設定します。

### 2 (削除)

### (料金の計算方法等)

3 当社は、契約者がそのイーサネット網契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。

4 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。

(1) 暦月の初日以外の日イーサネット網サービスの提供の開始(付加機能及び端末設備についてはその提供の開始)があったとき。

(2) 暦月の初日以外の日イーサネット網契約の解除(付加機能及び端末設備についてはその廃止)があったとき。

(3) 暦月の初日にイーサネット網サービスの提供の開始(付加機能及び端末設備についてはその提供の開始)を行い、その日にそのイーサネット網契約の解除(付加機能及び端末設備についてはその廃止)があったとき。

(4) 暦月の初日以外の日イーサネット網サービスの種類及び品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第 35 条(料金の支払義務)第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。

5 3の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

### (端数処理)

6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### (料金等の支払い)

7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するイーサネットサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

### (料金等の一括後払い)

9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5及び6の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

### (前受金)

10 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注)10 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

### (消費税相当額の加算)

11 約款第 35 条(料金の支払義務)から第 38 条(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定によ

り料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算した額とします。))に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かつこの料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注)当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のイーサネット網サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

(実費の算定方法)

13 当社は、この約款に規定する加算額及び設備費のうち別に算定する実費は、次の通りとします。

(1) 加算額

ア 回収すべき金額(年額)は、次の各項目の合計額とします。

- ① 営業費:創設費×営業费率
- ② 諸税:創設費×諸税率
- ③ 報酬:創設費×報酬額率

イ 収納すべき料金額(月額)は、(1)の方法により算定した回収すべき金額(年額)の12分の1の額とします。

(2) 設備費

設備費の額＝物品費＋取付費＋間接費

項目	区分	算定方法	
物品費	――	購入価格	
取付費	ア 労務費	1時間当り人件費単金×延労働時間	左記のア、イの合計額
	イ 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に要する費用を加えたもの	
間接費	――	当該工事に係る物品費及び取付費以外に要する全ての経費(ガソリン代、車両の維持費、測定器等の損料、管理費等)	

第1表 料金

第1 第I種イーサネット網サービスに関するもの

1 適用

区 分	内 容																																							
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、イーサネット網サービス取扱局にアクセス回線を収容する区域(以下「収容区域」といいます。)及びその収容区域のうち、特別な料金(線路設置費及び線路に関する加算額)の支払いを必要としないで第I種イーサネット網サービスを提供する区域(以下「加入区域」といいます。)を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>																																							
(2) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表の通り品目を定めます。 (ア)アクセス回線の品目((エ)以外のアクセス回線に限ります。以下同じとします。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 目</th> <th rowspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>上限伝送速度</th> <th>最低伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">10Mb/s</td> <td>1Mb/s</td> <td>上限伝送速度が 10Mbit/s までの、最低伝送速度が 1Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Mb/s</td> <td>上限伝送速度が 10Mbit/s までの、最低伝送速度が 2Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Mb/s</td> <td>上限伝送速度が 10Mbit/s までの、最低伝送速度が 3Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>上限伝送速度が 10Mbit/s までの、最低伝送速度が 5Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>上限伝送速度が 10Mbit/s までの、最低伝送速度が 10Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">100Mb/s</td> <td>1Mb/s</td> <td>上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 1Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Mb/s</td> <td>上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 2Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Mb/s</td> <td>上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 3Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 5Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 10Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/s</td> <td>上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 20Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 30Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1Gb/s</td> <td>10Mb/s</td> <td>上限伝送速度が 1Gbit/s までの、最低伝送速度が 10Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/s</td> <td>上限伝送速度が 1Gbit/s までの、最低伝送速度が 20Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>上限伝送速度が 1Gbit/s までの、最低伝送速度が</td> </tr> </tbody> </table>		品 目		内 容	上限伝送速度	最低伝送速度	10Mb/s	1Mb/s	上限伝送速度が 10Mbit/s までの、最低伝送速度が 1Mbit/s の符号伝送が可能なもの	2Mb/s	上限伝送速度が 10Mbit/s までの、最低伝送速度が 2Mbit/s の符号伝送が可能なもの	3Mb/s	上限伝送速度が 10Mbit/s までの、最低伝送速度が 3Mbit/s の符号伝送が可能なもの	5Mb/s	上限伝送速度が 10Mbit/s までの、最低伝送速度が 5Mbit/s の符号伝送が可能なもの	10Mb/s	上限伝送速度が 10Mbit/s までの、最低伝送速度が 10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	100Mb/s	1Mb/s	上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 1Mbit/s の符号伝送が可能なもの	2Mb/s	上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 2Mbit/s の符号伝送が可能なもの	3Mb/s	上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 3Mbit/s の符号伝送が可能なもの	5Mb/s	上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 5Mbit/s の符号伝送が可能なもの	10Mb/s	上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	20Mb/s	上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 20Mbit/s の符号伝送が可能なもの	30Mb/s	上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1Gb/s	10Mb/s	上限伝送速度が 1Gbit/s までの、最低伝送速度が 10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	20Mb/s	上限伝送速度が 1Gbit/s までの、最低伝送速度が 20Mbit/s の符号伝送が可能なもの	30Mb/s	上限伝送速度が 1Gbit/s までの、最低伝送速度が
	品 目		内 容																																					
	上限伝送速度	最低伝送速度																																						
	10Mb/s	1Mb/s	上限伝送速度が 10Mbit/s までの、最低伝送速度が 1Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																					
		2Mb/s	上限伝送速度が 10Mbit/s までの、最低伝送速度が 2Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																					
		3Mb/s	上限伝送速度が 10Mbit/s までの、最低伝送速度が 3Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																					
		5Mb/s	上限伝送速度が 10Mbit/s までの、最低伝送速度が 5Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																					
		10Mb/s	上限伝送速度が 10Mbit/s までの、最低伝送速度が 10Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																					
	100Mb/s	1Mb/s	上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 1Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																					
		2Mb/s	上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 2Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																					
		3Mb/s	上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 3Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																					
		5Mb/s	上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 5Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																					
		10Mb/s	上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 10Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																					
		20Mb/s	上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 20Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																					
30Mb/s		上限伝送速度が 100Mbit/s までの、最低伝送速度が 30Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																						
1Gb/s	10Mb/s	上限伝送速度が 1Gbit/s までの、最低伝送速度が 10Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																						
	20Mb/s	上限伝送速度が 1Gbit/s までの、最低伝送速度が 20Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																						
	30Mb/s	上限伝送速度が 1Gbit/s までの、最低伝送速度が																																						

		30Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	上限伝送速度が 1Gbit/s までの、最低伝送速度が 50Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	上限伝送速度が 1Gbit/s までの、最低伝送速度が 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	200Mb/s	上限伝送速度が 1Gbit/s までの、最低伝送速度が 200Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	上限伝送速度が 1Gbit/s までの、最低伝送速度が 300Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	500Mb/s	上限伝送速度が 1Gbit/s までの、最低伝送速度が 500Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	<p>備考</p> <p>1 第 I 種契約者が指定することができるアクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるイーサネット網サービス取扱局の収容区域内に限ります。</p> <p>2 アクセス回線は、第 I 種イーサネット収容網が通常状態にある場合に、第 I 種契約者が指定する最低伝送速度(最低利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。)による通信を行うことができ、かつ網に余裕がある場合に第 I 種契約者が別に指定する上限伝送速度(利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。)による通信が可能です。</p> <p>3 通信の相手先となるアクセス回線又は中継回線等に係る上限伝送速度、最低伝送速度又は上限伝送速度及び最低伝送速度が、そのアクセス回線又は中継回線等に係る上限伝送速度、最低伝送速度又は上限伝送速度及び最低伝送速度より小さい場合に通信可能な伝送速度は、その通信の相手先の上限伝送速度、最低伝送速度又は上限伝送速度及び最低伝送速度までとします。</p> <p>4 通信の相手先となる接続アクセス回線に係る品目が、そのアクセス回線又は中継回線等に係る上限伝送速度、最低伝送速度又は上限伝送速度及び最低伝送速度より小さい場合に通信可能な伝送速度は、その通信の相手先の品目までとします。</p> <p>5 第1種異収容アクセス回線は、片側設備毎に品目に規定する内容の通信が可能であり、品目が上限伝送速度 100Mb/s 最低伝送速度 10Mb/s のものから上限伝送速度 100Mb/s 最低伝送速度 100Mb/s のものまでに限り提供します。</p>	
	(イ)中継回線等の品目	
	品目	内 容
	10Mb/s	最低伝送速度が 10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	最低伝送速度が 20Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	最低伝送速度が 30Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	最低伝送速度が 50Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	最低伝送速度が 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	<p>備考</p> <p>1 中継回線等は、イーサネット中継網が通常状態にある場合に第 I 種契約者が指定する最低伝送速度による通信を行うことができ、かつ網に余裕がある場合に最低伝送速度以上の通信が可能です。</p>	
	(ウ)接続アクセス回線の品目	
	a (削除)	
	b (削除)	
	c イーサネット方式のもの(a、b又はd以外のもの)	
	品目	内 容
	0.5Mb/s	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの

1Mb/s	1Mbit/s の符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/s の符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mbit/s の符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6Mbit/s の符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mbit/s の符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8Mbit/s の符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9Mbit/s の符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/s の符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/s の符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/s の符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/s の符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/s の符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/s の符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/s の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
備考	
<p>イーサネット方式のものは、KDDI株式会社のパワードイーサネットサービス契約約款に規定する第1類パワードイーサネット契約のうち、イーサネット方式のもの(① ②③以外のもの及び②イーサネットアクセス回線を利用して行うもの)とします。</p> <p>このうち、②イーサネットアクセス回線を利用して行うもの(以下、「タイプD」とします。)については、接続アクセス回線に係る故障の監視を回線単位で行わないものとします。</p> <p>4Mb/s、6Mb/s、7Mb/s、8 Mb/s、9 Mb/s、40 Mb/s、60 Mb/s、70 Mb/s、80 Mb/s、90 Mb/s の区分は平成30年4月1日より新規受付を停止します。</p>	
d イーサネットFGW接続のもの	
品目	内 容
0.5Mb/s	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1Mbit/s の符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/s の符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mbit/s の符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6Mbit/s の符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mbit/s の符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8Mbit/s の符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9Mbit/s の符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/s の符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
備考	
<p>1 イーサネットFGW接続のものは、KDDI株式会社のパワードイーサネットサービス契約約款に規定する第1類パワードイーサネット契約のうち、イーサネット方式のもの(① ②③以外のもの)とし、合わせて第4付加機能利用料</p>	

のうち、第3種IPVPNサービス利用機能(FGW接続といいます。)を締結するものとします。

この場合、第1類パワードイーサネット契約に係る加入契約回線の終端はKDDI株式会社が指定するものとします。

- 2 イーサネットFGW接続の申込みをするときは、イーサネット網サービス契約と同時に、当社が別に定めるデジタルデータサービス契約(デジタルデータサービス契約約款に基づき提供する第3種IPVPNサービス(イーサネット型に限ります。))を締結していただきます。

e 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの

品目	内 容
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの

f auひかり(W)サービスを利用する方式のもの

品目	内 容
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの

g DCAN接続方式のもの(他社接続回線が株式会社インテックが定める契約約款または利用規約及び料金表に規定するDCANサービス)

DCAN接続方式には以下の区間及び品目があります

区 間	内 容
区間1 (AWS接続)	Amazon Web Services との接続が可能なもの
区間2 (Azure接続)	Microsoft Azure との接続が可能なもの
区間3	区間1、区間2以外のもの

品 目	内 容
100Mb/s ベストエフォート	最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
1Gb/s ベストエフォート	最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの

h BEW 接続方式のもの(その一部にエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の Universal One サービス契約約款に定める Universal One サービスを利用して設定する区間を含むものに限り、以下「特定加入契約回線」といいます。)

品 目	内 容
1Mb/s	1Mbit/s の符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/s の符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mbit/s の符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/s の符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/s の符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/s の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの

	<p>(エ)特定事業者アクセス回線(特定事業者の卸電気通信役務に係る伝送路設備等を使用したアクセス回線に限ります。以下、同じとします。)の品目</p> <table border="1" data-bbox="496 286 1453 360"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベストエフォート</td> <td>符号伝送速度を規定しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の契約約款等に規定するIP通信網サービス(メニュー5(当社が別に定めるものに限ります。)のものに限ります。)に係る利用回線に相当する端末回線を使用して行うもの。</p> <p>2 特定事業者アクセス回線の申込みをするときは、2-3 付加機能使用料に定めるインターネットVPN(IPsec型に限ります。)を申込みしていただきます。</p> <p>イ 当社は、契約者回線群の変更についてアクセス回線群相互間、中継回線群相互間又は接続アクセス回線相互間限り提供します。</p> <p>ウ 第13条(品目等の変更)の規定にかかわらず、方式の変更を伴う品目の変更は行えません。</p>	品目	内 容	ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの														
品目	内 容																		
ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの																		
<p>(3) 細目に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第I種イーサネット網サービスに係る料金額を適用するにあたって、次の通り保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア アクセス回線、中継回線等には、次の保守の態様による細目があります。</p> <table border="1" data-bbox="496 909 1453 1055"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラス1</td> <td>アクセス回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの</td> </tr> <tr> <td>クラス2</td> <td>クラス1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 クラス2のものについては、約款第35条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「24時間」とあるのは、「1時間」と読み替えて適用するものとします。</p> <p>2 第1種異収容アクセス回線及び異収容中継回線は、区別がクラス2のものに限り提供します。</p> <p>イ (削除)</p> <p>ウ 接続アクセス回線の品目のうち、イーサネット方式のものは、次の通りとします。</p> <table border="1" data-bbox="496 1346 1453 1603"> <thead> <tr> <th>方 式</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーサネット方式(タイプD以外のものとします。)のもの</td> <td>約款第35条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「24時間」とあるのは、「1時間」と読み替えて適用するものとします。</td> </tr> <tr> <td>イーサネット方式(タイプDに限ります。)のもの</td> <td>約款第35条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「24時間」とあるのは、「12時間」と読み替えて適用するものとします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 総合オープン通信網サービスを利用する方式のものに係る利用契約回線には、その利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線のタイプによる細目があります。この細目は、別記15の通り、総合オープン通信網サービス契約約款で定義したものとします。</p> <table border="1" data-bbox="496 1749 1453 2040"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラス1</td> <td>利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプII、タイプV又はタイプVIIに係るものであるもの</td> </tr> <tr> <td>クラス2</td> <td>利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプIVに係るものであるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	クラス1	アクセス回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの	クラス2	クラス1以外のもの	方 式	内 容	イーサネット方式(タイプD以外のものとします。)のもの	約款第35条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「24時間」とあるのは、「1時間」と読み替えて適用するものとします。	イーサネット方式(タイプDに限ります。)のもの	約款第35条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「24時間」とあるのは、「12時間」と読み替えて適用するものとします。	区 別	内 容	クラス1	利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプII、タイプV又はタイプVIIに係るものであるもの	クラス2	利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプIVに係るものであるもの
区 別	内 容																		
クラス1	アクセス回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの																		
クラス2	クラス1以外のもの																		
方 式	内 容																		
イーサネット方式(タイプD以外のものとします。)のもの	約款第35条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「24時間」とあるのは、「1時間」と読み替えて適用するものとします。																		
イーサネット方式(タイプDに限ります。)のもの	約款第35条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「24時間」とあるのは、「12時間」と読み替えて適用するものとします。																		
区 別	内 容																		
クラス1	利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプII、タイプV又はタイプVIIに係るものであるもの																		
クラス2	利用契約回線と相互に接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線が、第5種総合オープン通信網サービスのタイプIVに係るものであるもの																		

	<p>オ auひかり(W)サービスを利用する方式のものに係る利用契約回線には、その利用契約回線と相互に接続するauひかり(W)接続回線のタイプによる細目があります。この細目は、別記15の通り、IPアクセスサービス契約約款で定義したものととなります。</p> <table border="1" data-bbox="496 360 1458 618"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラス1</td> <td>利用契約回線と相互に接続するauひかり(W)接続回線が、IPアクセスサービス契約約款に規定するタイプⅣのクラス1に係るものであるもの</td> </tr> <tr> <td>クラス2</td> <td>利用契約回線と相互に接続するauひかり(W)接続回線が、IPアクセスサービス契約約款に規定するタイプⅣのクラス2に係るものであるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	クラス1	利用契約回線と相互に接続するauひかり(W)接続回線が、IPアクセスサービス契約約款に規定するタイプⅣのクラス1に係るものであるもの	クラス2	利用契約回線と相互に接続するauひかり(W)接続回線が、IPアクセスサービス契約約款に規定するタイプⅣのクラス2に係るものであるもの		
区 別	内 容								
クラス1	利用契約回線と相互に接続するauひかり(W)接続回線が、IPアクセスサービス契約約款に規定するタイプⅣのクラス1に係るものであるもの								
クラス2	利用契約回線と相互に接続するauひかり(W)接続回線が、IPアクセスサービス契約約款に規定するタイプⅣのクラス2に係るものであるもの								
(4) プランに係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表の通りプランを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="496 689 1458 913"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>契約者回線群に所属するアクセス回線の終端が全て同一の都道府県内にあるもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>プラン1以外のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>1の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端について、設置場所の制限を設けないもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	プラン1	契約者回線群に所属するアクセス回線の終端が全て同一の都道府県内にあるもの	プラン2	プラン1以外のもの	プラン3	1の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端について、設置場所の制限を設けないもの
区 別	内 容								
プラン1	契約者回線群に所属するアクセス回線の終端が全て同一の都道府県内にあるもの								
プラン2	プラン1以外のもの								
プラン3	1の契約者回線群に所属する加入契約回線等の終端について、設置場所の制限を設けないもの								
(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第Ⅰ種イーサネット網サービスには、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 第Ⅰ種契約者は、最低利用期間内に第Ⅰ種イーサネット網契約の解除があった場合は、約款第 35 条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 第Ⅰ種契約者は、最低利用期間内にアクセス回線又は中継回線等の種別の変更、第Ⅰ種イーサネット網サービスの品目等の変更又はアクセス回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目等の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又は第Ⅰ種イーサネット網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の金額を合算して行います。</p>								
(6) サービス品質(故障回復時間)に係る料金の適用	<p>ア 当社は、第Ⅰ種イーサネット網サービスに係る第Ⅰ種契約者の責めによらない理由により、その第Ⅰ種イーサネット網サービス(接続アクセス回線に係るもの及び付加機能に係るものを除き、異収容回線に係る第Ⅰ種イーサネット網サービスの場合は、片側設備に係るものとし、以下この欄において同じとします。)を全く利用できない状態(その第Ⅰ種イーサネット網契約に係る電気通信設備(異収容回線に係る第Ⅰ種イーサネット網契約の場合は、片側設備とします。))による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻(約款第 44 条(契約者の切分責任)の規定によりその第Ⅰ種契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。)から起算して 30 分以上その状態が連続したとき(異収容回線に係るイーサネット網サービスの場合に、その 2 の電気通信設備又は 2 の電気通信回線が共に利用できない状態になった場合は、片側設備毎に連続した時間を計測します。)は、その第Ⅰ種イーサネット網サービス(その第Ⅰ種イーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)に係る料金(以下この表において「故障回復時間返還料金額」と</p>								

いいます。)を返還します。  
 ただし、次の場合は、この限りではありません。  
 この場合の料金の取扱いについては、当社は約款第 35 条(料金の支払義務)第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号の規定を適用します。  
 (ア)約款第 30 条の 4(接続休止)の規定により接続休止としたとき。  
 (イ)約款第 31 条(利用中止)第 1 項の規定により第 I 種イーサネット網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめその第 I 種契約者に通知したとき。

イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、その第 I 種イーサネット網サービスを全く利用できない状態が連続した時点における 2(料金額)に規定する回線使用料(異収容回線に係る第 I 種イーサネット網サービスの場合は、片側設備毎に回線使用料に 1/2 を乗じて得た額とします。以下この欄において同じとします。)及び加算額(異収容回線に係る第 I 種イーサネット網サービスの場合は、片側設備に係るものとします。以下この欄において同じとします。)の合計額(この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とし、以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30 分以上 1 時間未満	3%
1 時間以上 2 時間未満	10%
2 時間以上 4 時間未満	20%
4 時間以上 6 時間未満	30%
6 時間以上 8 時間未満	40%
8 時間以上 48 時間未満	50%
48 時間以上	100%

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下この表において「故障回復時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。

(ア)(イ)以外の場合

その暦月におけるその第 I 種イーサネット網契約に係る故障回復時間返還基準額(その暦月において料金表通則の 4 の規定する場合は生じたときは、適用した後の額とします。)の額(約款第 35 条(料金の支払義務)第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。)

(イ)その暦月が第 I 種イーサネット網サービスの提供を開始した暦月であって、その第 I 種イーサネット網サービスの提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、その第 I 種イーサネット網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が 1 の暦月(ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る 2 の暦月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(6)欄又は(7)欄の規定による料金の返還を 1 の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(7)欄の規定に定めるところによります。

(7) サービス品質  
(遅延時間)に係

ア 当社は、当社が別に定める提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間(その区間の一端から送信された IP パケットがその区間の往復に

<p>る料金の適用</p>	<p>要する時間をいいます。)の暦月単位での平均時間が 20 ミリ秒を超えた場合は、1の暦月における2(料金額)に規定する回線使用料(接続アクセス回線に係るものを除き、この表の(1)欄から(4)欄までの適用又は料金表通則の4の規定による場合(第 35 条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。)は、適用した後の額とします。)に 3%を乗じて得た額(以下この表において「遅延時間返還料金額」といいます。)をその第 I 種契約者に返還します。</p> <p>ただし、その第 I 種イーサネット網サービスについて、その1の暦月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定による料金の返還とこの表の(5)欄又は(7)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(7)欄の規定に定めるところによります。</p>												
<p>(8) サービス品質(稼働率)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において当社が別に定める方法により測定した稼働率(1の暦月において、その暦月の利用可能総時間から、契約者の責めによらない理由により、そのイーサネット網サービス(当社が別に定めるものとします。)を全く利用できない状態(そのイーサネット網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合の時間を除く時間を、その暦月の利用可能総時間で除した割合をいいます。以下同じとします。)について、その稼働率が 99.99%を下回った場合は、その第 I 種イーサネット網サービスに係る料金(以下この表において「稼働率返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p>イ アの規定する稼働率返還料金額は、1の暦月における2(料金額)に規定する回線使用料(接続アクセス回線に係るものを除き、この表の(1)欄から(4)欄までの適用又は料金表通則の4の規定による場合(第 35 条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。)は、適用した後の額とします。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="496 1189 1457 1415"> <thead> <tr> <th>稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.8%以上 99.99%未満</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>98.0%以上 99.8%未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>95.0%以上 98.0%未満</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上 95.0%未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ この表の(5)欄から(7)欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び稼働率返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>	稼働率	料金返還率	99.8%以上 99.99%未満	1%	98.0%以上 99.8%未満	3%	95.0%以上 98.0%未満	5%	90.0%以上 95.0%未満	10%	90.0%未満	20%
稼働率	料金返還率												
99.8%以上 99.99%未満	1%												
98.0%以上 99.8%未満	3%												
95.0%以上 98.0%未満	5%												
90.0%以上 95.0%未満	10%												
90.0%未満	20%												
<p>(9) 第 1 種アクセス回線又は第 1 種異収容アクセス回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用</p>	<p>ア その第 1 種アクセス回線又は第 1 種異収容アクセス回線が収容されているイーサネット網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱(第 1 種アクセス回線又は第 1 種異収容アクセス回線の終端に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について、区域外線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更、アクセス回線の移転等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ そのアクセス回線が異経路((9)の「異経路の線路」の部分に限ります。)によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。</p>												
<p>(10) 異経路による第 1 種アクセス回線又は第 1 種</p>	<p>ア 第 1 種アクセス回線又は第 1 種異収容アクセス回線の終端が直接収容されているイーサネット網サービス取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路(以下「異経路の線路」といいます。)について、異経路の線路の加算額を適用し</p>												

異収容アクセス回線の加算額の適用	ます。 イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは、再算定します。
(11) 特別電気通信設備の加算額の適用	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。
(12) 回線終端装置の加算額の適用	当社が回線終端装置を提供した場合に、回線終端装置の加算額を適用します。
(13) 配線設備の加算額の適用	ア 当社は第1種アクセス回線の終端毎に配線設備に係る加算額を適用します。 イ 当社は第1種異収容アクセス回線の終端に係る電気通信設備毎に、配線設備に係る加算額を適用します。
(14) 接続アクセス回線に係る加算額等の適用	接続アクセス回線(当社が別に定めるものに限ります。)に係る加算額等は、当社が別に定める協定事業者の料金表の規定に準ずるものとします。
(15) 付加機能使用料の適用	当社が付加機能を提供した場合に、付加機能使用料を適用します。
(16) 復旧等に伴いアクセス回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失したアクセス回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料(区域外線路に関する加算額を含みます。)は、そのアクセス回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。

## 2 料金額

### 2-1 回線使用料

#### 2-2-1 プラン1に係るもの

##### (1) 第1種アクセス回線又は第2種アクセス回線

##### ①クラス1のもの

1の第I種イーサネット網契約ごとに月額

区 分		料金額	
上限伝送速度	最低伝送速度	第1種アクセス回線に係るもの	第2種アクセス回線に係るもの
10Mb/s	1Mb/s	46,000 円(50,600 円)	30,000 円(33,000 円)
	2Mb/s	71,000 円(78,100 円)	55,000 円(60,500 円)
	3Mb/s	96,000 円(105,600 円)	80,000 円(88,000 円)
	5Mb/s	146,000 円(160,600 円)	130,000 円(143,000 円)
	10Mb/s	196,000 円(215,600 円)	180,000 円(198,000 円)
100Mb/s	1Mb/s	66,000 円(72,600 円)	50,000 円(55,000 円)
	2Mb/s	91,000 円(100,100 円)	75,000 円(82,500 円)
	3Mb/s	116,000 円(127,600 円)	100,000 円(110,000 円)
	5Mb/s	166,000 円(182,600 円)	150,000 円(165,000 円)
	10Mb/s	216,000 円(237,600 円)	200,000 円(220,000 円)
	20Mb/s	256,000 円(281,600 円)	240,000 円(264,000 円)
	30Mb/s	316,000 円(347,600 円)	300,000 円(330,000 円)
	50Mb/s	433,000 円(476,300 円)	417,000 円(458,700 円)
	100Mb/s	633,000 円(696,300 円)	617,000 円(678,700 円)
1Gb/s	10Mb/s	260,000 円(286,000 円)	244,000 円(268,400 円)
	20Mb/s	300,000 円(330,000 円)	284,000 円(312,400 円)
	30Mb/s	360,000 円(396,000 円)	344,000 円(378,400 円)
	50Mb/s	480,000 円(528,000 円)	464,000 円(510,400 円)
	100Mb/s	680,000 円(748,000 円)	664,000 円(730,400 円)
	200Mb/s	1,080,000 円(1,188,000 円)	1,064,000 円(1,170,400 円)
	300Mb/s	1,280,000 円(1,408,000 円)	1,264,000 円(1,390,400 円)
	500Mb/s	1,880,000 円(2,068,000 円)	1,864,000 円(2,050,400 円)
備考 第2種アクセス回線は平成30年4月1日より新規受付を停止します。			

##### ②クラス2のもの

1の第I種イーサネット網契約ごとに月額

区 分		料金額	
上限伝送速度	最低伝送速度	第1種アクセス回線に係るもの	第2種アクセス回線に係るもの
10Mb/s	1Mb/s	51,000 円(56,100 円)	35,000 円(38,500 円)

	2Mb/s	76,000 円(83,600 円)	60,000 円(66,000 円)
	3Mb/s	101,000 円(111,100 円)	85,000 円(93,500 円)
	5Mb/s	151,000 円(166,100 円)	135,000 円(148,500 円)
	10Mb/s	201,000 円(221,100 円)	185,000 円(203,500 円)
100Mb/s	1Mb/s	71,000 円(78,100 円)	55,000 円(60,500 円)
	2Mb/s	96,000 円(105,600 円)	80,000 円(88,000 円)
	3Mb/s	121,000 円(133,100 円)	105,000 円(115,500 円)
	5Mb/s	171,000 円(188,100 円)	155,000 円(170,500 円)
	10Mb/s	221,000 円(243,100 円)	205,000 円(225,500 円)
	20Mb/s	261,000 円(287,100 円)	245,000 円(269,500 円)
	30Mb/s	321,000 円(353,100 円)	305,000 円(335,500 円)
	50Mb/s	438,000 円(481,800 円)	422,000 円(464,200 円)
1Gb/s	100Mb/s	638,000 円(701,800 円)	622,000 円(684,200 円)
	10Mb/s	265,000 円(291,500 円)	249,000 円(273,900 円)
	20Mb/s	305,000 円(335,500 円)	289,000 円(317,900 円)
	30Mb/s	365,000 円(401,500 円)	349,000 円(383,900 円)
	50Mb/s	485,000 円(533,500 円)	469,000 円(515,900 円)
	100Mb/s	685,000 円(753,500 円)	669,000 円(735,900 円)
	200Mb/s	1,085,000 円(1,193,500 円)	1,069,000 円(1,175,900 円)
	300Mb/s	1,285,000 円(1,413,500 円)	1,269,000 円(1,395,900 円)
	500Mb/s	1,885,000 円(2,073,500 円)	1,869,000 円(2,055,900 円)
備考 第 2 種アクセス回線は平成 30 年 4 月 1 日より新規受付を停止します。			

## 2-2-2 プラン2に係るもの

### (1) 第1種アクセス回線又は第2種アクセス回線

#### ①クラス1のもの

1の第I種イーサネット網契約ごとに月額

区 分		料金額	
上限伝送速度	最低伝送速度	第1種アクセス回線に係るもの	第2種アクセス回線に係るもの
10Mb/s	1Mb/s	66,000 円(72,600 円)	50,000 円(55,000 円)
	2Mb/s	101,000 円(111,100 円)	85,000 円(93,500 円)
	3Mb/s	136,000 円(149,600 円)	120,000 円(132,000 円)
	5Mb/s	206,000 円(226,600 円)	190,000 円(209,000 円)
	10Mb/s	276,000 円(303,600 円)	260,000 円(286,000 円)
100Mb/s	1Mb/s	94,000 円(103,400 円)	78,000 円(85,800 円)
	2Mb/s	129,000 円(141,900 円)	113,000 円(124,300 円)
	3Mb/s	164,000 円(180,400 円)	148,000 円(162,800 円)
	5Mb/s	234,000 円(257,400 円)	218,000 円(239,800 円)
	10Mb/s	304,000 円(334,400 円)	288,000 円(316,800 円)
	20Mb/s	360,000 円(396,000 円)	344,000 円(378,400 円)
	30Mb/s	444,000 円(488,400 円)	428,000 円(470,800 円)
	50Mb/s	609,000 円(669,900 円)	593,000 円(652,300 円)
	100Mb/s	889,000 円(977,900 円)	873,000 円(960,300 円)

1Gb/s	10Mb/s	388,000 円(426,800 円)	372,000 円(409,200 円)
	20Mb/s	444,000 円(488,400 円)	428,000 円(470,800 円)
	30Mb/s	528,000 円(580,800 円)	512,000 円(563,200 円)
	50Mb/s	696,000 円(765,600 円)	680,000 円(748,000 円)
	100Mb/s	976,000 円(1,073,600 円)	960,000 円(1,056,000 円)
	200Mb/s	1,536,000 円(1,689,600 円)	1,520,000 円(1,672,000 円)
	300Mb/s	1,816,000 円(1,997,600 円)	1,800,000 円(1,980,000 円)
	500Mb/s	2,656,000 円(2,921,600 円)	2,640,000 円(2,904,000 円)
備考 第 2 種アクセス回線は平成 30 年 4 月 1 日より新規受付を停止します。			

②クラス2のもの

1の第I種イーサネット網契約ごとに月額

区 分		料金額	
上限伝送速度	最低伝送速度	第 1 種アクセス回線に係るもの	第 2 種アクセス回線に係るもの
10Mb/s	1Mb/s	71,000 円(78,100 円)	55,000 円(60,500 円)
	2Mb/s	106,000 円(116,600 円)	90,000 円(99,000 円)
	3Mb/s	141,000 円(155,100 円)	125,000 円(137,500 円)
	5Mb/s	211,000 円(232,100 円)	195,000 円(214,500 円)
	10Mb/s	281,000 円(309,100 円)	265,000 円(291,500 円)
100Mb/s	1Mb/s	99,000 円(108,900 円)	83,000 円(91,300 円)
	2Mb/s	134,000 円(147,400 円)	118,000 円(129,800 円)
	3Mb/s	169,000 円(185,900 円)	153,000 円(168,300 円)
	5Mb/s	239,000 円(262,900 円)	223,000 円(245,300 円)
	10Mb/s	309,000 円(339,900 円)	293,000 円(322,300 円)
	20Mb/s	365,000 円(401,500 円)	349,000 円(383,900 円)
	30Mb/s	449,000 円(493,900 円)	433,000 円(476,300 円)
	50Mb/s	614,000 円(675,400 円)	598,000 円(657,800 円)
	100Mb/s	894,000 円(983,400 円)	878,000 円(965,800 円)
1Gb/s	10Mb/s	393,000 円(432,300 円)	377,000 円(414,700 円)
	20Mb/s	449,000 円(493,900 円)	433,000 円(476,300 円)
	30Mb/s	533,000 円(586,300 円)	517,000 円(568,700 円)
	50Mb/s	701,000 円(771,100 円)	685,000 円(753,500 円)
	100Mb/s	981,000 円(1,079,100 円)	965,000 円(1,061,500 円)
	200Mb/s	1,541,000 円(1,695,100 円)	1,525,000 円(1,677,500 円)
	300Mb/s	1,821,000 円(2,003,100 円)	1,805,000 円(1,985,500 円)
備考 第 2 種アクセス回線は平成 30 年 4 月 1 日より新規受付を停止します。			

(2)接続アクセス回線

- a (削除)
- b (削除)

c イーサネット方式のもの

1の第I種イーサネット網契約ごとに月額

区 分	料金額
0.5Mb/s	98,000 円(107,800 円)
1Mb/s	125,000 円(137,500 円)
2Mb/s	189,000 円(207,900 円)
3Mb/s	236,000 円(259,600 円)
4Mb/s	286,000 円(314,600 円)
5Mb/s	331,000 円(364,100 円)
6Mb/s	350,000 円(385,000 円)
7Mb/s	384,000 円(422,400 円)
8Mb/s	416,000 円(457,600 円)
9Mb/s	449,000 円(493,900 円)
10Mb/s	481,000 円(529,100 円)
20Mb/s	604,000 円(664,400 円)
30Mb/s	727,000 円(799,700 円)
40Mb/s	849,000 円(933,900 円)
50Mb/s	972,000 円(1,069,200 円)
60Mb/s	1,095,000 円(1,204,500 円)
70Mb/s	1,218,000 円(1,339,800 円)
80Mb/s	1,340,000 円(1,474,000 円)
90Mb/s	1,463,000 円(1,609,300 円)
100Mb/s	1,585,000 円(1,743,500 円)
備考 4Mb/s、6Mb/s、7Mb/s、8 Mb/s、9 Mb/s、40 Mb/s、60 Mb/s、70 Mb/s、80 Mb/s、90 Mb/s の区分は平成 30 年 4 月 1 日より新規受付を停止します。	

d イーサネットFGW接続のもの

1の第I種イーサネット網契約ごとに月額

区 分	料金額
0.5Mb/s	31,000 円(34,100 円)
1Mb/s	36,000 円(39,600 円)
2Mb/s	56,000 円(61,600 円)
3Mb/s	68,000 円(74,800 円)
4Mb/s	83,000 円(91,300 円)
5Mb/s	95,000 円(104,500 円)
6Mb/s	106,000 円(116,600 円)
7Mb/s	119,000 円(130,900 円)
8Mb/s	131,000 円(144,100 円)
9Mb/s	143,000 円(157,300 円)
10Mb/s	154,000 円(169,400 円)
20Mb/s	212,000 円(233,200 円)
30Mb/s	270,000 円(297,000 円)
100Mb/s	300,000 円(330,000 円)

e 総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの

①クラスⅠのもの

ブロードバンドアクセス方式Ⅱのもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	9,000 円(9,900 円)
プラン2	9,000 円(9,900 円)
プラン3	9,000 円(9,900 円)

②クラスⅡのもの

ブロードバンドアクセス方式Ⅱのもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	11,000 円(12,100 円)
プラン2	11,000 円(12,100 円)
プラン3	11,000 円(12,100 円)

f auひかり(W)サービスを利用する方式のもの

①パターン1のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	14,500 円(15,950 円)
プラン2	14,500 円(15,950 円)
プラン3	14,500 円(15,950 円)

②パターン2のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	17,500 円(19,250 円)
プラン2	17,500 円(19,250 円)
プラン3	17,500 円(19,250 円)

g DCAN接続方式のもの

①区間1または区間2のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/s ベストエフォート	50,000 円(55,000 円)
1Gb/s ベストエフォート	60,000 円(66,000 円)
10Mb/s	120,000 円(132,000 円)
100Mb/s	240,000 円(264,000 円)

②区間3のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/s ベストエフォート	50,000 円(55,000 円)
1Gb/s ベストエフォート	60,000 円(66,000 円)

10Mb/s	100,000 円(110,000 円)
100Mb/s	200,000 円(220,000 円)

h BEW接続方式のもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料金額
1Mb/s	349,000 円(383,900 円)
2Mb/s	380,000 円(418,000 円)
3Mb/s	398,000 円(437,800 円)
5Mb/s	530,000 円(583,000 円)
7Mb/s	622,000 円(684,200 円)
10Mb/s	767,000 円(843,700 円)
20Mb/s	997,000 円(1,096,700 円)
30Mb/s	1,213,000 円(1,334,300 円)
50Mb/s	1,657,000 円(1,822,700 円)
70Mb/s	1,945,000 円(2,139,500 円)
100Mb/s	2,338,000 円(2,571,800 円)

(3) 特定事業者アクセス回線に係るもの

利用契約回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	5,400 円(5,940 円)
プラン2	5,400 円(5,940 円)
プラン3	5,400 円(5,940 円)

2-2-3 その他

(1) 第1種異収容アクセス回線

1の第I種イーサネット網契約ごとに月額

区 分		料金額
上限伝送速度	最低伝送速度	
100Mb/s	10Mb/s	455,000 円(500,500 円)
	20Mb/s	538,000 円(591,800 円)
	30Mb/s	662,000 円(728,200 円)
	50Mb/s	902,000 円(992,200 円)
	100Mb/s	1,314,000 円(1,445,400 円)

(2) 異収容中継回線

1の第I種イーサネット網契約ごとに月額

区 分	料金額

10Mb/s	319,000 円(350,900 円)
20Mb/s	628,000 円(690,800 円)
30Mb/s	937,000 円(1,030,700 円)
50Mb/s	1,452,000 円(1,597,200 円)
100Mb/s	2,070,000 円(2,277,000 円)

2-2 加算額

料金種別	区 分		単位	料金額(月額)
ア 区域外線 路使用料	光配線の場合		区域外線路 100m までごと に	1,000 円(1,100 円)
イ 異経路の 線路	—		—	別に算定 する実費
ウ 特別電気 通信設備使 用料	—		—	別に算定 する実費
エ 回線終端 装置使用料	第 1 種アクセス 回線又は第 1 種 異収容アクセス 回線の場合	下記以外のもの	1 台ごとに	2,000 円(2,200 円)
		上限伝送速度 100Mb/s 最低 伝送速度 50Mb/s 又は上限 伝送速度 100Mb/s 最低伝送 速度 100Mb/s のもの	1 台ごとに	5,000 円(5,500 円)
		上限伝送速度 1Gb/s のもの	1 台ごとに	60,000 円(66,000 円)
	総合オープン通 信網サービス を利用する方式 のもの	ブロードバンドアクセス方式 II のもの	1 台ごとに	1,700 円(1,870 円)
	auひかり(W)サ ービスを利用す る方式のもの	パターン1又はパターン2のも の	1 台ごとに	2,400 円(2,640 円)
オ 配線設備 使用料	第 1 種アクセス回線又は第 1 種異収容アクセス 回線の場合		1 配線ごとに	2,000 円(2,200 円)

2-3 付加機能使用料

		区 分	単位	月 額 料金額	
イ ン タ ー ネ ッ ト 接 続 機 能	共 用 型	インターネット接続 部を最大20の契 約者回線群で共用 してインターネット に接続する機能	1 の契約者回線 群ごとに	品目	
				100Mb/s	50,000 円(55,000 円)
備考					
(1) 当社は、回線群代表者である第 I 種契約者(イーサネット網ゲートウェイ機能の請求をしている者に限ります。以下、この欄にて同じとします。)から請求があったときに限り、このインターネット接続機能を提供します。					
(2) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線に係る全ての第 I 種契約者は、この機能を利用することができます。					
(3) 16個までの特定のIPアドレスを使用して通信を行うことが可能です。					
(4) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。					
(5) 第 I 種契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。					
(6) インターネット接続機能における禁止事項は別記14の規定によります。					

		<p>(7) 当社は、第 I 種契約者が次に定める付加機能の提供を受けていない場合に限り、この機能を提供します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>EtherDIVE サービス契約約款に定めるインターネット接続機能  Ether コミュファサービス契約約款に定めるインターネット接続機能  ビジネスコミュファVPNサービス契約約款に定めるインターネット接続機能</p> </div> <p>(8) 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>
--	--	--

月額

インターネットVPN機能	IPSec型	インターネットを介して、第 I 種契約者によりあらかじめ指定された者が、VPN装置(当社が別に定めるインターネットVPN機能を利用可能な装置とします。)を利用して、IPセキュリティプロトコルにより、その第 I 種契約者に係る契約者回線群に所属する契約者回線と通信を行う機能	VPNゲートウェイ	1の契約者回線群ごとに	種類	タイプ1	タイプ2
					下記以外の場合	20,000円 (22,000円)	100,000円 (110,000円)
			VPN装置	1の拠点ごとに	種類	Iプラン	Rプラン
					センドバック	4,800円 (5,280円)	9,800円 (10,780円)
コールドスタンバイ	8,800円 (9,680円)	14,800円 (16,280円)					
			オンサイト	6,600円 (7,260円)	12,100円 (13,310円)		

備考

- (1) 当社は、回線群代表者である第 I 種契約者(イーサネットゲートウェイ網機能の請求をしている者に限ります。以下、この欄にて同じとします。)から請求があったときに限り、このインターネットVPN機能を提供します。
- (2) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線に係る全ての第 I 種契約者は、この機能を利用することができます。
- (3) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなる場合は、通信が相手先に着信しないことがあります。
- (4) 第 I 種契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。
- (5) インターネットVPN機能に係るVPNゲートウェイ部分の申し込みにあたっては、通信拠点数による細目をあらかじめ選択していただきます。

区分	内容
タイプ1	インターネットVPN機能で通信を行うことができる拠点の数が96までのもの
タイプ2	インターネットVPN機能で通信を行うことができる拠点の数が512までのもの

- (6) (5)において、通信拠点数による細目は、次の通りとします。
- (7) インターネットVPN機能に係るVPN装置部分の申し込みにあたっては、保守の態様及び工事費の適用による細目をあらかじめ選択していただきます。
- (8) (7)において、保守の態様による細目は、次の通りとします。

区分	内容
センドバック	第 I 種契約者がVPN装置の修理、復旧又は設置(以下、この欄において「設置等」といいます。)を行うもの

コールドスタンバイ	第 I 種契約者がVPN装置の設置等を行うもので、その拠点に予備のVPN装置を設置するもの
オンサイト	当社がVPN装置の修理、復旧又は設置等を行うもの

(9) (7)において、工事費の適用による細目は、次の通りとします。

区 分	内 容
Iプラン	インターネットVPN機能の利用開始時に第2表(工事に関する費用)に規定する付加機能に係る工事を適用するもの
Rプラン	Iプラン以外のもの

(10) 当社は、第 I 種契約者が次に定める付加機能の提供を受けていない場合に限り、この機能を提供します。

EtherDIVE サービス契約約款に定めるインターネットVPN接続機能(IPsec 型のものに限りま す。)
--

(11) 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。  
(12) Rプランは平成30年4月1日より新規受付を停止します。  
(13) 特定事業者アクセスにて接続する場合に限り、第 I 種契約者から請求があった場合は以下の機能を提供します。

区 分	内 容	単 位	料金額
IPv6 接続オプション	特定事業者アクセス区間を IPv6 アドレスを用いて接続するもの	1 回線ごとに	1,200 円(1,320 円)

月額

インターネットVPN機能	ソフトウェア型(スマートアクセス)	インターネットに接続された情報端末(特定オペレーティングシステムを搭載した情報端末(「特定情報端末」といいます。))若しくは特定情報端末に搭載されたオペレーティングシステムに相当すると当社が認めるソフトウェアを搭載した特定情報端末以外の情報端末に限り、当社又は第 I 種契約者からクライアントIDを付与された者が、当社が指定するプロトコルを利用して、インターネット接続回線を介してその第 I 種契約者に係る契約者回線群に所属する契約者回線と接続を行う機能	区 別	細 目	単 位	料金額
			通常利用のもの	SA25	1の契約ごとに	45,000 円 (49,500 円)
				SA250	1の契約ごとに	90,000 円 (99,000 円)
				SA750	1の契約ごとに	180,000 円 (198,000 円)
一時利用のもの		1の契約ごとに	—			

備考

(1) 当社は、回線群代表者である第 I 種契約者(イーサネットゲートウェイ網機能の請求をしている者に限り、以下、この欄にて同じとします。)から請求があったときに限り、このインターネットVPN機能を提供します。  
ただし、当社は、本機能を提供していない回線群代表者である第 I 種契約者から新たな請求があったときは、このリモートアクセス機能を提供しません。

(2) この機能に係る回線群代表者である第 I 種契約者は、クライアントID及びこれらに対応するパスワードの使用及び管理について一切の責任を負っていただきます。

(3) 当社は、クライアントID及びこれらに対応するパスワードの第三者の使用等による損害については、一切の責任を負いません。

(4) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線に係る全ての第

- I種契約者は、この機能を利用することができます。
- (5) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- (6) 第I種契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。
- (7) 本機能には、以下の区別及び細目があります。

区 別	内 容
通常利用のもの	一時利用のもの以外のもの
一時利用のもの	1ヶ月以内の期間に限って提供するもの

細 目	内 容
SA25	同時に接続可能なクライアントID数が25までのもので利用可能なクライアントID数が100までのもの
SA250	同時に接続可能なクライアントID数が250までのもので利用可能なクライアントID数が500までのもの
SA750	同時に接続可能なクライアントID数が750までのもので利用可能なクライアントID数が1,500までのもの

備考  
一時利用のものはSA25又はSA250に限り提供します。

- (8) この機能(一時利用のものを除きます。)には、最低利用期間があります。
- (9) この機能に係る第I種契約者は、最低利用期間内にこの機能の廃止があった場合は、第35条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。
- (10) この機能に係る第I種契約者は、最低利用期間内にこの機能の細目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
- (11) 当社は、第I種契約者から請求があった場合には、(7)の細目とは別に、細目ごとに利用可能なクライアントIDの追加に係る加算額を加算して適用(一時利用のものを除きます。)します。

月額

区 分	単 位	料金額
利用可能なクライアントIDの追加に係るもの(通常利用のものに限りません)	追加する利用可能なクライアントID数が50ごとに	500円(550円)

- (12) 当社は、第I種契約者が次に定める付加機能の提供を受けていない場合に限り、この機能を提供します。

EtherDIVE サービス契約約款に定めるインターネットVPN接続機能(ソフトウェア型のものに限りません。)

Ether コミュファサービス契約約款に定めるインターネットVPN接続機能(ソフトウェア型のものに限りません。)

ビジネスコミュファVPNサービス契約約款に定めるインターネット接続機能

ビジネスコミュファVPNサービス契約約款に定めるインターネットVPN接続機能(ソフトウェア型のものに限りません。)

CTC マネージドクラウドサービス利用規約に定めるインターネットVPN機能

- (13) 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

月額

優先制御機能	第 I 種イーサネット收容網、イーサネット中継網又は第 I 種イーサネット收容網及びイーサネット中継網において、通信がふくそうした場合に、フレームをフレームごとにあらかじめ指定した優先順位に従って破棄する機能	1のアクセス回線又は1の中継回線等ごとに	下記以外の場合	2,500 円(2,750 円)
			異收容回線の場合	5,000 円(5,500 円)
備考 当社は、1の契約者回線群に所属する全ての契約者回線(接続アクセス回線を除きます。)に係る第 I 種契約者から請求があったときに限り、この優先制御機能を提供します。				

月額

イーサネット網ゲートウェイ機能	次表に定める対象サービスに係る電気通信設備を介して、第 I 種契約者によりあらかじめ指定された者が、その契約者に係る回線群に所属する契約者回線と通信を行う機能。	1の契約者回線群ごとに	品目		料金額				
			上限伝送速度	最低伝送速度					
	<table border="1"> <tr> <th>対象サービス</th> </tr> <tr> <td>EtherDIVE サービス契約約款に定める EtherDIVE サービス(保守の態様が保守タイプ2のものに限ります。)</td> </tr> <tr> <td>Ether コミュファサービス契約約款に定める Ether コミュファサービス(保守の態様が保守タイプ2のものに限ります。)</td> </tr> <tr> <td>ビジネスコミュファVPNサービス契約約款に定めるビジネスコミュファVPNサービス(基本料の料金種別がプラン2のものに限ります。)</td> </tr> </table>	対象サービス	EtherDIVE サービス契約約款に定める EtherDIVE サービス(保守の態様が保守タイプ2のものに限ります。)	Ether コミュファサービス契約約款に定める Ether コミュファサービス(保守の態様が保守タイプ2のものに限ります。)	ビジネスコミュファVPNサービス契約約款に定めるビジネスコミュファVPNサービス(基本料の料金種別がプラン2のものに限ります。)		100Mb/s	—	—円
対象サービス									
EtherDIVE サービス契約約款に定める EtherDIVE サービス(保守の態様が保守タイプ2のものに限ります。)									
Ether コミュファサービス契約約款に定める Ether コミュファサービス(保守の態様が保守タイプ2のものに限ります。)									
ビジネスコミュファVPNサービス契約約款に定めるビジネスコミュファVPNサービス(基本料の料金種別がプラン2のものに限ります。)									
備考 (1) 当社は、回線群代表者である第 I 種契約者から請求があったときに限り、このイーサネット網ゲートウェイ機能を提供します。 (2) この機能は、第 I 種契約者によりあらかじめ指定された者が、次表に定める対象回線群に所属する全ての契約者(対象サービスの契約を締結している者をいいます。以下この欄において同じとします。)である場合に限り提供します。									
対象回線群									

	<p>EtherDIVE サービス契約約款に定める契約者回線群  Ether コミュファサービス契約約款に定める契約者回線群  ビジネスコミュファVPNサービス契約約款に定める契約者回線群</p>
	<p>(3) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線に係る全ての契約者は、この機能を利用することができます。</p> <p>(4) この機能の申込みにあたっては、品目をあらかじめ選択していただきます。</p> <p>(5) 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>

月額

	区分	単位	料金額
クラウドアクセス機能	<p>契約者回線等から、特定設備(当社が別に定める約款又は規約により提供する電気通信設備をいいます。以下この欄において同じとします。)への通信または特定設備と接続することによりサービス接続点を介してインターネットとの接続を行う機能</p>	1の契約者回線群ごとに	-
	<p>備考</p> <p>(1) 当社は、回線群代表者である第I種契約者(イーサネット網ゲートウェイ機能の請求をしている者に限り、以下、この欄にて同じとします。)から請求があったときに限り、本機能を提供します。</p> <p>(2) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線に係る全ての第I種契約者は、この機能を利用することができます。</p> <p>(3) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。</p> <p>(4) 第I種契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。</p> <p>(5) インターネット接続における禁止事項は別記14の規定によります。</p> <p>(6) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

月額

	区分	単位	料金額
ワイヤレスバックアップ機能	<p>インターネットVPN機能(IPsec型に限ります。以下この欄において同じとします。)に接続している他社の契約者回線に障害が生じ、全く利用できない状態が生じた場合に、無線通信機器によるインターネット通信に切替えて、インターネットVPN機能を利用できるようにする機能</p>	1の契約者回線群ごとに	-
	<p>備考</p> <p>(1) 本機能は、インターネットVPN機能を利用する第I種契約者から請求があったときに限り、このインターネットVPN機能を提供します。</p> <p>(2) この機能に係る無線通信機器は、第I種契約者にて別途準備いただきます。</p> <p>(3) 当社は、無線通信機器による通信及び使用については一切の責任を負いません。</p> <p>(4) 当社は、無線通信機器による通信の保証をいたしません。また無線通信機器による通信に係る費用については負担いたしません。</p> <p>(5) 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>		

第2 第Ⅱ種イーサネット網サービスに関するもの

1 適用

区 分	内 容												
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、イーサネット網サービス取扱局にアクセス回線を収容する区域(以下「収容区域」といいます。)及びその収容区域のうち、特別な料金(線路設置費及び線路に関する加算額)の支払いを必要としないで第Ⅱ種イーサネット網サービスを提供する区域(以下「加入区域」といいます。)を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>												
(2) 基本料の適用	<p>当社は、第Ⅱ種イーサネット網サービスを提供するにあたって、回線群代表者である第Ⅱ種契約者が指定する1の基本アクセス回線に基本料を適用します。</p>												
(3) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表の通りアクセス回線の品目を定めます。</p> <p>(ア)基本アクセス回線の品目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>上限伝送速度が<sup>1</sup> 10Mbit/s までの、最低伝送速度が1Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>上限伝送速度が<sup>1</sup> 100Mbit/s までの、最低伝送速度が10Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s</td> <td>上限伝送速度が<sup>1</sup> 1Gbit/s までの、最低伝送速度が100Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第Ⅱ種契約者が指定することができる基本アクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるイーサネット網サービス取扱局の収容区域内に限ります。</li> <li>2 基本アクセス回線は、第Ⅱ種イーサネット収容網が通常状態にある場合に、最低伝送速度による通信を行うことができ、かつ網に余裕がある場合に上限伝送速度による通信が可能です。</li> <li>3 通信の相手先となるアクセス回線に係る上限伝送速度、最低伝送速度又は上限伝送速度及び最低伝送速度が、その基本アクセス回線に係る上限伝送速度、最低伝送速度又は上限伝送速度及び最低伝送速度より小さい場合に通信可能な伝送速度は、その通信の相手先の上限伝送速度、最低伝送速度又は上限伝送速度及び最低伝送速度までとします。</li> <li>4 品目が<sup>1</sup> 100Mb/s の1の基本アクセス回線が対応できる追加アクセス回線の数<sup>2</sup>は9回線までとし、品目が<sup>1</sup> 10Mb/s の基本アクセス回線は追加アクセス回線に対応できないものとします。</li> </ol> <p>(イ)追加アクセス回線の品目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>上限伝送速度が<sup>1</sup> 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第Ⅱ種契約者が指定することができる追加アクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるイーサネット網サービス取扱局の収容区域内に限ります。</li> <li>2 追加アクセス回線は、第Ⅱ種イーサネット収容網が通常状態にある場合で、かつ網に余裕がある場合に上限伝送速度による通信が可能です。</li> <li>3 通信の相手先となるアクセス回線に係る上限伝送速度、最低伝送速度又は上限伝送速度及び最低伝送速度が、その追加アクセス回線に係る上限伝送速度より小さい場合に通信可能な伝送速度は、その通信の相手先の上限伝送速度、最低伝送速度又は上限伝送速度及び最低伝送速度までとします。</li> </ol>	品 目	内 容	10Mb/s	上限伝送速度が <sup>1</sup> 10Mbit/s までの、最低伝送速度が1Mbit/s の符号伝送が可能なもの	100Mb/s	上限伝送速度が <sup>1</sup> 100Mbit/s までの、最低伝送速度が10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1Gb/s	上限伝送速度が <sup>1</sup> 1Gbit/s までの、最低伝送速度が100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	100Mb/s	上限伝送速度が <sup>1</sup> 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
品 目	内 容												
10Mb/s	上限伝送速度が <sup>1</sup> 10Mbit/s までの、最低伝送速度が1Mbit/s の符号伝送が可能なもの												
100Mb/s	上限伝送速度が <sup>1</sup> 100Mbit/s までの、最低伝送速度が10Mbit/s の符号伝送が可能なもの												
1Gb/s	上限伝送速度が <sup>1</sup> 1Gbit/s までの、最低伝送速度が100Mbit/s の符号伝送が可能なもの												
品 目	内 容												
100Mb/s	上限伝送速度が <sup>1</sup> 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの												

<p>(4) 細目に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第Ⅱ種イーサネット網サービスに係る料金額を適用するにあたって、次の通り保守の態様による細目を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="496 282 1457 544"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 282 762 320">区 別</th> <th data-bbox="762 282 1457 320">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 320 762 394">クラス1</td> <td data-bbox="762 320 1457 394">アクセス回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 394 762 432">クラス2</td> <td data-bbox="762 394 1457 432">クラス1以外のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="496 432 1457 544">           備考            クラス2のものについては、第 35 条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「24 時間」とあるのは、「1時間」と読み替えて適用するものとします。         </td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	クラス1	アクセス回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの	クラス2	クラス1以外のもの	備考 クラス2のものについては、第 35 条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「24 時間」とあるのは、「1時間」と読み替えて適用するものとします。	
区 別	内 容								
クラス1	アクセス回線に係る故障の監視を回線単位で行わないもの								
クラス2	クラス1以外のもの								
備考 クラス2のものについては、第 35 条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「24 時間」とあるのは、「1時間」と読み替えて適用するものとします。									
<p>(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 第Ⅱ種イーサネット網サービスには、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 第Ⅱ種契約者は、最低利用期間内に第Ⅱ種イーサネット網契約の解除があった場合は、第 35 条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する基本料及び回線使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 第Ⅱ種契約者は、最低利用期間内に第Ⅱ種イーサネット網サービスの品目等の変更、アクセス回線の種別の変更又はアクセス回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目等の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又は第Ⅱ種イーサネット網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の金額を合算して行います。</p>								
<p>(6) サービス品質(故障回復時間)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第Ⅱ種イーサネット網サービスに係る第Ⅱ種契約者の責めによらない理由により、その第Ⅱ種イーサネット網サービス(付加機能に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)を全く利用できない状態(その第Ⅱ種イーサネット網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻(第 44 条(契約者の切分責任)の規定によりその第Ⅱ種契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。)から起算して 30 分以上その状態が連続したときは、その第Ⅱ種イーサネット網サービス(その第Ⅱ種イーサネット網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)に係る料金(以下この表において「故障回復時間返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>この場合の料金の取扱いについては、当社は第 35 条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定を適用します。</p> <p>(ア) 第 30 条の4(接続休止)の規定により接続休止としたとき。</p> <p>(イ) 第 31 条(利用中止)第1項の規定により第Ⅱ種イーサネット網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめその第Ⅱ種契約者に通知したとき。</p> <p>イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、その第Ⅱ種イーサネット網サービスを全く利用できない状態が連続した時点における2(料金額)に規定する基本料、回線使用料及び加算額の合計額(この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とし、以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="496 1957 1457 2022"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 1957 1102 1995">アに規定する状態が連続した時間</th> <th data-bbox="1102 1957 1457 1995">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 1995 1102 2022">30 分以上1時間未満</td> <td data-bbox="1102 1995 1457 2022">3%</td> </tr> </tbody> </table>	アに規定する状態が連続した時間	料金返還率	30 分以上1時間未満	3%				
アに規定する状態が連続した時間	料金返還率								
30 分以上1時間未満	3%								

	<table border="1"> <tr> <td>1時間以上2時間未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>4時間以上6時間未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>6時間以上8時間未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>8時間以上 48 時間未満</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>48 時間以上</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下この表において「故障回復時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。</p> <p>(ア)(イ)以外の場合 その暦月におけるその第Ⅱ種イーサネット網契約に係る故障回復時間返還基準額(その暦月において料金表通則の4の規定する場合は生じたときは、適用した後の額とします。)の額(第35条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。)</p> <p>(イ)その暦月が第Ⅱ種イーサネット網サービスの提供を開始した暦月であって、その第Ⅱ種イーサネット網サービスの提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合 その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>エ アの場合において、その第Ⅱ種イーサネット網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月(ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>	1時間以上2時間未満	10%	2時間以上4時間未満	20%	4時間以上6時間未満	30%	6時間以上8時間未満	40%	8時間以上 48 時間未満	50%	48 時間以上	100%
1時間以上2時間未満	10%												
2時間以上4時間未満	20%												
4時間以上6時間未満	30%												
6時間以上8時間未満	40%												
8時間以上 48 時間未満	50%												
48 時間以上	100%												
(7) サービス品質(遅延時間)に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間(その区間の一端から送信されたIPパケットがその区間の往復に要する時間をいいます。)の暦月単位での平均時間が10ミリ秒を超えた場合は、1の暦月における2(料金額)に規定する基本料及び回線使用料の合計額(この表の(1)欄から(5)欄までの適用又は料金表通則の4の規定による場合(第35条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。))は、適用した後の額とします。)に3%を乗じて得た額(以下この表において「遅延時間返還料金額」といいます。)をその第Ⅱ種契約者に返還します。 ただし、その第Ⅱ種イーサネット網サービスについて、その1の暦月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定による料金の返還とこの表の(6)欄又は(8)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。</p>												
(8) サービス品質(稼働率)に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において当社が別に定める方法により測定した稼働率(1の暦月において、その暦月の利用可能総時間から、契約者の責めによらない理由により、そのイーサネット網サービス(当社が別に定めるものとします。)を全く利用できない状態(そのイーサネット網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合の時間を除く時間を、その暦月の利用可能総時間で除した割合をいいます。以下同じとします。)について、その稼働率が99.9%を下回った場合は、その第Ⅱ種イーサネット網サービスに係る料金(以下この表において「稼働率返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p>イ アの規定する稼働率返還料金額は、1の暦月における2(料金額)に規定する基本料及び回線使用料の合計額(この表の(1)欄から(5)欄までの適用又は料金表</p>												

	<p>通則の4の規定による場合(第35条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。)は、適用した後の額とします。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="496 322 1457 546"> <thead> <tr> <th>稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.8%以上 99.99%未満</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>98.0%以上 99.8%未満</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>95.0%以上 98.0%未満</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上 95.0%未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ この表の(6)欄から(8)欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び稼働率返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>	稼働率	料金返還率	99.8%以上 99.99%未満	1%	98.0%以上 99.8%未満	3%	95.0%以上 98.0%未満	5%	90.0%以上 95.0%未満	10%	90.0%未満	20%
稼働率	料金返還率												
99.8%以上 99.99%未満	1%												
98.0%以上 99.8%未満	3%												
95.0%以上 98.0%未満	5%												
90.0%以上 95.0%未満	10%												
90.0%未満	20%												
<p>(9) 第1種アクセス回線又は第1種追加アクセス回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用</p>	<p>ア その第1種アクセス回線又は第1種追加アクセス回線が收容されているイーサネットサービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱(第1種アクセス回線又は第1種追加アクセス回線の終端に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について、区域外線路の加算額を適用します。 イ 加入区域の設定・変更、アクセス回線の移転等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。 ウ そのアクセス回線が異経路((10)の「異経路の線路」の部分)に限ります。)によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。</p>												
<p>(10) 異経路による第1種アクセス回線又は第1種追加アクセス回線の加算額の適用</p>	<p>ア 第1種アクセス回線又は第1種追加アクセス回線の終端が直接收容されているイーサネットサービス取扱局の收容区域を超える地点から引込柱までの線路(以下「異経路の線路」といいます。)について、異経路の線路の加算額を適用します。 イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>												
<p>(11) 特別電気通信設備の加算額の適用</p>	<p>契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。</p>												
<p>(12) 回線終端装置の加算額の適用</p>	<p>当社が回線終端装置を提供した場合に、回線終端装置の加算額を適用します。</p>												
<p>(13) 配線設備の加算額の適用</p>	<p>当社は第1種アクセス回線又は第1種追加アクセス回線の終端毎に、配線設備に係る加算額を適用します。</p>												
<p>(14) 付加機能使用料の適用</p>	<p>当社が付加機能を提供した場合に、付加機能使用料を適用します。</p>												
<p>(15) 復旧等に伴いアクセス回線の経路を変更した場合の料金の適用</p>	<p>故障又は滅失したアクセス回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料(区域外線路に関する加算額を含みます。)は、そのアクセス回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>												

## 2 料金額

### 2-1 基本料

1の契約者回線群ごとに月額

料金額	
110,000 円(121,000 円)	

### 2-2 回線使用料

#### (1) 基本アクセス回線

##### ① クラス1のもの

1の第Ⅱ種イーサネット網契約ごとに月額

区 分	料金額	
	第1種アクセス回線に係るもの	第2種アクセス回線に係るもの
10Mb/s	20,000 円(22,000 円)	20,000 円(22,000 円)
100Mb/s	110,000 円(121,000 円)	110,000 円(121,000 円)
1Gb/s	330,000 円(363,000 円)	330,000 円(363,000 円)
備考 第2種アクセス回線は平成30年4月1日より新規受付を停止します		

##### ② クラス2のもの

1の第Ⅱ種イーサネット網契約ごとに月額

区 分	料金額	
	第1種アクセス回線に係るもの	第2種アクセス回線に係るもの
10Mb/s	25,000 円(27,500 円)	25,000 円(27,500 円)
100Mb/s	115,000 円(126,500 円)	115,000 円(126,500 円)
1Gb/s	335,000 円(368,500 円)	335,000 円(368,500 円)
備考 第2種アクセス回線は平成30年4月1日より新規受付を停止します		

#### (2) 追加アクセス回線

##### ① クラス1のもの

1の第Ⅱ種イーサネット網契約ごとに月額

区 分	料金額	
	第1種追加アクセス回線に係るもの	第2種追加アクセス回線に係るもの
100Mb/s	10,000 円(11,000 円)	10,000 円(11,000 円)
備考 第2種追加アクセス回線は平成30年4月1日より新規受付を停止します		

②クラス2のもの

1の第Ⅱ種イーサネット網契約ごとに月額

区 分	料金額	
	第1種追加アクセス回線に係るもの	第2種追加アクセス回線に係るもの
100Mb/s	15,000 円(16,500 円)	15,000 円(16,500 円)
備考 第2種アクセス回線は平成30年4月1日より新規受付を停止します		

## 2-3 加算額

月額

料金種別	区 分		単位	料金額
ア 区域外線 路使用料	光配線の場合		区域外線路 100m までご とに	1,000 円(1,100 円)
イ 異経路の 線路	—		—	別に算定 する実費
ウ 特別電気 通信設備使 用料	—		—	別に算定 する実費
エ 回線終端 装置使用料	第1種アクセス回線又は第1種 追加アクセス回線の場合	下記以外のもの	1台ごとに	2,000 円(2,200 円)
		1Gb/s のもの	1台ごとに	2,000 円(2,200 円)
オ 配線設備 使用料	第1種アクセス回線又は第1種追加アクセス回線 の場合		1配線ごとに	2,000 円(2,200 円)

2-4 付加機能使用料

		月額			
区 分	単 位	料金額			
サブグループ機能	1の契約者回線群において第Ⅱ種契約者が指定する契約者回線からなるグループ(以下「サブグループ」といいます。)内の契約者回線による通信について、そのサブグループ以外の契約者回線との間の通信を許容しない機能	1のサブグループごとに	2,000 円(2,200 円)		
		備考	(1)当社は、回線群代表者である第Ⅱ種契約者から請求(その契約者回線群に追加アクセス回線が所属している場合は、その追加アクセス回線と対応する基本アクセス回線が同一のサブグループに所属しているものに限り、このサブグループ機能を提供します。 (2)1の契約者回線群に対して設定できるサブグループの数は、当社が別に定める数以内とします。 (3) 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。		
インターネット接続機能	共用型  インターネット接続する機能	1の機能ごとに	50,000 円(55,000 円)		
		備考	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">品 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1の機能ごとに</td> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> </tr> </tbody> </table> (1)当社は、回線群代表者である第Ⅱ種契約者から、契約者回線群又はサブグループに係る請求があったときに限り、その契約者回線群又はサブグループに対して、このインターネット接続機能を提供します。 (2)(1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線(インターネット接続機能をサブグループに対して提供する場合は、そのサブグループに所属する契約者回線とします。)に係る全ての第Ⅱ種契約者は、この機能を利用することができます。 (3)16個までの特定のIPアドレスを使用して通信を行うことが可能です。 (4) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。 (5) 第Ⅱ種契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。 (6) インターネット接続機能における禁止事項は別記14の規定によります。 (7) 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。		品 目
	品 目				
1の機能ごとに	100Mb/s				
優先制御機能	第Ⅱ種イーサネット収容網において、通信がふくそうした場合に、フレームをフレームごとにあらかじめ指定した優先順位に従って破棄する機能	1のアクセス回線ごとに	2,500 円(2,750 円)		
		備考	(1) 当社は、1の契約者回線群に所属する全ての契約者回線(その契約者回線群にサブグループが設定されている場合は、そのサブグループに所属する契約者回線を除きます。)に係る第Ⅱ種契約者又は1のサブグループに所属する全ての契約者回線に係る第Ⅱ種契約者から請求があったときに限り、この優先制御機能を提供します。 (2) 本機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。		

第3 第三種イーサネット網サービスに関するもの

1 適用

区 分	内 容																																																																									
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、イーサネット網サービス取扱局にアクセス回線を収容する区域(以下「収容区域」といいます。)及びその収容区域のうち、特別な料金(線路設置費及び線路に関する加算額)の支払いを必要としないで第三種イーサネット網サービスを提供する区域(以下「加入区域」といいます。)を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>																																																																									
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、第三種イーサネット網サービスに、次表の通り第1種他社アクセス回線の品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.5Mb/s</td><td>0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>1Mb/s</td><td>1Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>2Mb/s</td><td>2Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>3Mb/s</td><td>3Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>4Mb/s</td><td>4Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>5Mb/s</td><td>5Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>6Mb/s</td><td>6Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>7Mb/s</td><td>7Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>8Mb/s</td><td>8Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>9Mb/s</td><td>9Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>10Mb/s</td><td>10Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>20Mb/s</td><td>20Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>30Mb/s</td><td>30Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>40Mb/s</td><td>40Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>50Mb/s</td><td>50Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>60Mb/s</td><td>60Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>70Mb/s</td><td>70Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>80Mb/s</td><td>80Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>90Mb/s</td><td>90Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>100Mb/s</td><td>100Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>200Mb/s</td><td>200Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>300Mb/s</td><td>300Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>400Mb/s</td><td>400Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>500Mb/s</td><td>500Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>600Mb/s</td><td>600Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>700Mb/s</td><td>700Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>800Mb/s</td><td>800Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>900Mb/s</td><td>900Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>1Gb/s</td><td>1Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>2Gb/s</td><td>2Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>3Gb/s</td><td>3Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>4Gb/s</td><td>4Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>5Gb/s</td><td>5Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>6Gb/s</td><td>6Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>7Gb/s</td><td>7Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table>		品 目	内 容	0.5Mb/s	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1Mb/s	1Mbit/s の符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2Mbit/s の符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの	4Mb/s	4Mbit/s の符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5Mbit/s の符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6Mbit/s の符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7Mbit/s の符号伝送が可能なもの	8Mb/s	8Mbit/s の符号伝送が可能なもの	9Mb/s	9Mbit/s の符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20Mbit/s の符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40Mbit/s の符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50Mbit/s の符号伝送が可能なもの	60Mb/s	60Mbit/s の符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70Mbit/s の符号伝送が可能なもの	80Mb/s	80Mbit/s の符号伝送が可能なもの	90Mb/s	90Mbit/s の符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	200Mb/s	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	300Mb/s	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	400Mb/s	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	500Mb/s	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	600Mb/s	600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	700Mb/s	700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	800Mb/s	800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	900Mb/s	900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1Gb/s	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2Gb/s	2Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3Gb/s	3Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4Gb/s	4Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5Gb/s	5Gbit/s の符号伝送が可能なもの	6Gb/s	6Gbit/s の符号伝送が可能なもの	7Gb/s	7Gbit/s の符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																																																																									
0.5Mb/s	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
1Mb/s	1Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
2Mb/s	2Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
3Mb/s	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
4Mb/s	4Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
5Mb/s	5Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
6Mb/s	6Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
7Mb/s	7Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
8Mb/s	8Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
9Mb/s	9Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
20Mb/s	20Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
30Mb/s	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
40Mb/s	40Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
50Mb/s	50Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
60Mb/s	60Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
70Mb/s	70Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
80Mb/s	80Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
90Mb/s	90Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
200Mb/s	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
300Mb/s	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
400Mb/s	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
500Mb/s	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
600Mb/s	600Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
700Mb/s	700Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
800Mb/s	800Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
900Mb/s	900Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
1Gb/s	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
2Gb/s	2Gbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
3Gb/s	3Gbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
4Gb/s	4Gbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
5Gb/s	5Gbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
6Gb/s	6Gbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									
7Gb/s	7Gbit/s の符号伝送が可能なもの																																																																									

	<table border="1"> <tr> <td>8Gb/s</td> <td>8Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>9Gb/s</td> <td>9Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s</td> <td>10Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 第Ⅲ種契約者が指定することができるアクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるイーサネット網サービス取扱局の収容区域内に限ります。</td> </tr> </table>	8Gb/s	8Gbit/s の符号伝送が可能なもの	9Gb/s	9Gbit/s の符号伝送が可能なもの	10Gb/s	10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	備考 第Ⅲ種契約者が指定することができるアクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるイーサネット網サービス取扱局の収容区域内に限ります。	
8Gb/s	8Gbit/s の符号伝送が可能なもの								
9Gb/s	9Gbit/s の符号伝送が可能なもの								
10Gb/s	10Gbit/s の符号伝送が可能なもの								
備考 第Ⅲ種契約者が指定することができるアクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるイーサネット網サービス取扱局の収容区域内に限ります。									
(3) 細目に係る料金の適用	第Ⅲ種イーサネット網サービスに係る保守の態様は、第1種他社アクセス回線に係る故障の監視を回線単位で行うものとし、第35条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「24時間」とあるのは、「1時間」と読み替えて適用するものとします。								
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第Ⅲ種イーサネット網サービスには、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 第Ⅲ種契約者は、最低利用期間内に第Ⅲ種イーサネット網契約の解除があった場合は、第35条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 第Ⅲ種契約者は、最低利用期間内に第Ⅲ種イーサネット網サービスの品目等の変更又はアクセス回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目等の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又は第Ⅲ種イーサネット網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の金額を合算して行います。</p>								
(5) 第1種他社アクセス回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用	<p>ア その第1種他社アクセス回線が収容されているイーサネット網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱(第1種他社アクセス回線の終端に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について、区域外線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更、アクセス回線の移転等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ そのアクセス回線が異経路((5)の「異経路の線路」の部分に限ります。)によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。</p>								
(6) 異経路による第1種他社アクセス回線の加算額の適用	<p>ア 第1種他社アクセス回線の終端が直接収容されているイーサネット網サービス取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路(以下「異経路の線路」といいます。)について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>								
(7) 特別電気通信設備の加算額の適用	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。								
(8) 回線終端装置の加算額の適用	当社が回線終端装置を提供した場合に、回線終端装置の加算額を適用します。								
(9) 配線設備の加算額の適用	当社は第1種他社アクセス回線の終端毎に配線設備に係る加算額を適用します。								
(10) 復旧等に伴いアクセス回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失したアクセス回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料(区域外線路に関する加算額を含みます。)は、そのアクセス回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。								

## 2 料金額

### 2-1 加算額

料金種別	区 分	単 位	料金額
ア 区域外線 路使用料	光配線の場合	区域外線路 100m までご とに	1,000 円(1,100 円)
イ 異経路の 線路	—	—	別に算定 する実費
ウ 特別電気 通信設備使 用料	—	—	別に算定 する実費
エ 回線終端 装置使用料	下記以外のもの	1台ごとに	2,000 円(2,200 円)
	20Mb/s から 100Mb/s のもの	1台ごとに	5,000 円(5,500 円)
	200Mb/s から 1Gb/s のもの	1台ごとに	60,000 円(66,000 円)
	2Gb/s から 10Gb/s のもの	1台ごとに	120,000 円(132,000 円)
オ 配線設備 使用料	第 1 種他社アクセス回線の 場合	100Mb/s まで のもの	1配線ごとに 2,000 円(2,200 円)

#### 第4 手続きに関する料金

##### 1 適用

区 分	内 容
(1)手続きに関する料金の適用	当社が第 I 種イーサネット網契約(特定事業者アクセス回線に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)の申込みを承諾し、申込者と第 I 種イーサネット網契約の締結を行うとき、2(料金額)に規定する契約事務手数料を適用します。ただし、第 I 種イーサネット網サービスの提供を開始する前にその第 I 種イーサネット網契約の解除があった場合は、この限りではありません。
(2)手続きに関する料金の減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金の額を減額して適用することがあります。

##### 2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円(3,300 円)

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第36条(工事費の支払い義務)の規定によるほか、次の通りとします。

区 分	内 容														
(1) 工事費の適用	<p>ア 第Ⅰ種契約者または第Ⅱ種契約者は、イーサネット網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、(3)に定める工事の区分に応じて、1の工事ごとに工事費の支払いを要します。</p> <p>この場合において、当社は特段の定めがある場合を除き、回線番号(契約者回線等ごとに当社が割り当てる数字、文字、記号等により構成された文字列をいいます。以下同じとします。)及び開通日(その工事に係るイーサネット網サービス、付加機能、端末設備等の提供開始日をいいます。以下同じとします。)が同一である工事を1の工事として取り扱います。</p> <p>イ 第Ⅲ種契約における工事費は、工事を要することとなるアクセス回線、中継回線等、配線設備、付加機能、端末設備及びイーサネット網サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。</p> <p>ウ 他社接続回線(相互接続協定に基づき当社が料金を設定するものに限ります。)に係る工事費は、当社が別に定める協定事業者の料金表の規定に準ずるものとします。</p>														
(2) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。														
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 宅内入所工事</td> <td>第Ⅰ種契約者または第Ⅱ種契約者が指定する契約社回線等の終端の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において、当社の係員を派遣して行う工事</td> </tr> <tr> <td>(イ) 網内工事</td> <td>サービス取扱局(第Ⅰ種イーサネット網サービスまたは第Ⅱ種イーサネット網サービスに限ります)内において実施する工事(契約社回線等の設定等を、当社の係員を派遣することなく、電気通信回線を利用して変更するものを含みます。)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 配線設備に係る工事</td> <td>第Ⅲ種契約における第Ⅰ種アクセス回線等の設置、変更、移転又は取替の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(エ) 端末設備に係る工事</td> <td>第Ⅲ種契約における端末設備の設置、変更、移転又は取替の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(オ) 回線設定等に係る工事</td> <td>第Ⅲ種契約における契約者回線(第Ⅰ種他社アクセス回線を除きます。)の設置、品目等の変更又は移転の際に、イーサネット網サービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(カ) 回線接続等に係る工事</td> <td>第Ⅲ種契約における契約者回線(第Ⅰ種他社アクセス回線に限ります。)の設置、品目等の変更又は移転の際に、イーサネット網サービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	(ア) 宅内入所工事	第Ⅰ種契約者または第Ⅱ種契約者が指定する契約社回線等の終端の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において、当社の係員を派遣して行う工事	(イ) 網内工事	サービス取扱局(第Ⅰ種イーサネット網サービスまたは第Ⅱ種イーサネット網サービスに限ります)内において実施する工事(契約社回線等の設定等を、当社の係員を派遣することなく、電気通信回線を利用して変更するものを含みます。)	(ウ) 配線設備に係る工事	第Ⅲ種契約における第Ⅰ種アクセス回線等の設置、変更、移転又は取替の場合に適用します。	(エ) 端末設備に係る工事	第Ⅲ種契約における端末設備の設置、変更、移転又は取替の場合に適用します。	(オ) 回線設定等に係る工事	第Ⅲ種契約における契約者回線(第Ⅰ種他社アクセス回線を除きます。)の設置、品目等の変更又は移転の際に、イーサネット網サービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	(カ) 回線接続等に係る工事	第Ⅲ種契約における契約者回線(第Ⅰ種他社アクセス回線に限ります。)の設置、品目等の変更又は移転の際に、イーサネット網サービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。
品 目	内 容														
(ア) 宅内入所工事	第Ⅰ種契約者または第Ⅱ種契約者が指定する契約社回線等の終端の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において、当社の係員を派遣して行う工事														
(イ) 網内工事	サービス取扱局(第Ⅰ種イーサネット網サービスまたは第Ⅱ種イーサネット網サービスに限ります)内において実施する工事(契約社回線等の設定等を、当社の係員を派遣することなく、電気通信回線を利用して変更するものを含みます。)														
(ウ) 配線設備に係る工事	第Ⅲ種契約における第Ⅰ種アクセス回線等の設置、変更、移転又は取替の場合に適用します。														
(エ) 端末設備に係る工事	第Ⅲ種契約における端末設備の設置、変更、移転又は取替の場合に適用します。														
(オ) 回線設定等に係る工事	第Ⅲ種契約における契約者回線(第Ⅰ種他社アクセス回線を除きます。)の設置、品目等の変更又は移転の際に、イーサネット網サービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。														
(カ) 回線接続等に係る工事	第Ⅲ種契約における契約者回線(第Ⅰ種他社アクセス回線に限ります。)の設置、品目等の変更又は移転の際に、イーサネット網サービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。														

	(キ) 相互接続点に係る工事	第Ⅲ種契約における第1種他社アクセス回線に係る相互接続点において工事を要する場合に適用します。
	(ク) 利用の一時中断等に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断、利用休止又は再利用を行う場合に適用します。
	(ケ) 付加機能に係る工事	付加機能の利用開始又は変更を行う場合に適用します。
	(コ) 総合オープン通信網に係る工事	総合オープン通信網サービスに係る契約社回線等の設置の場合に適用します。
	(サ) au ひかり(W)の新設に係る工事	au ひかり(W)サービスに係る契約社回線等の設置の場合に適用します。
	(シ) DCAN 接続方式に係る工事	DCAN 接続方式に係る契約者回線等の設置の場合に適用します。
	(ス) 特定加入契約回線設定工事加算料	特定加入契約回線の設定、移転又は変更に係る工事に適用する工事料の加算料として適用します。
	(セ) 特定事業者アクセス回線に係る工事	特定事業者アクセス回線に係る契約者回線等の設置、又は取替の場合に適用します。
(4) 一時利用のものから通常利用のものに移行する場合の工事費の減額適用	付加機能(インターネットVPN機能のソフトウェア型に限ります。以下この欄において同じとします。)の一時利用のものに係る契約を解除した後、当社が別に定める期間内に新たに通常利用のものの契約を締結した場合、通常利用のものに係る利用の開始に関する工事費については、一時利用のものに係る利用の開始に関する工事費を減額して適用します。	

## 2 工事費の額

工事の種類		単 位	工事費の額
宅内入所工事		1の工事ごとに	25,500 円(28,050 円)
網内工事		1の工事ごとに	5,500 円(6,050 円)
配線設備に係る工事		1の工事ごとに	12,000 円(13,200 円)
端末設備に係る工事	100Mb/s までのもの	1の工事ごとに	8,000 円(8,800 円)
	200Mb/s から 10Gb/s のもの	1の工事ごとに	20,000 円(22,000 円)
回線設定等に係る工事		1の工事ごとに	5,500 円(6,050 円)
回線接続等に係る工事		1の工事ごとに	2,500 円(2,750 円)
相互接続点に係る工事		1の工事ごとに	3,000 円(3,300 円)
利用の一時中断に係る工事		1の工事ごとに	5,000 円(5,500 円)
総合オープン通信網に係る工事		1の工事ごとに	27,900 円(30,690 円)
auひかり(W)の新設に係る工事		1の工事ごとに	30,000 円(33,000 円)
DCAN接続方式に係る工事		1の工事ごとに	125,000 円(137,500 円)
特定加入契約回線設定工事加算料		1の工事ごとに	162,000 円(178,200 円)
特定事業者アクセス回線に係る工事		1の工事ごとに	20,000 円(22,000 円)
付加機能に係る	インターネット接続機能	インターネット接続機能	1の工事ごとに 98,000 円(107,800 円)
		セキュリティオプション設定	1の工事ごとに 50,000 円(55,000 円)
		設定変更(設計変更を含む)	1の工事ごとに 50,000 円(55,000 円)

工事	インターネットVPN機能	I P S e c 型	上記以外の設定変更		1の工事ごとに	5,500 円(6,050 円)		
			VPNゲートウェイ部分	タイプ1に係るもの	下記以外の場合	1の工事ごとに	98,000 円(107,800 円)	
					その第I種契約者がインターネット接続機能(共用型のものに限りません。)を利用している場合	1の工事ごとに	50,000 円(55,000 円)	
				タイプ2に係るもの	下記以外の場合	1の工事ごとに	498,000 円(547,800 円)	
					その第I種契約者がインターネット接続機能(共用型のものに限りません。)を利用している場合	1の工事ごとに	450,000 円(495,000 円)	
				設定変更	設計変更を含む場合	1の工事ごとに	50,000 円(55,000 円)	
					上記以外の場合	1の工事ごとに	5,500 円(6,050 円)	
			VPN装置部分	下記以外の場合	センドバックのもの	下記以外の場合	1の工事ごとに	88,000 円(96,800 円)
						特定事業者アクセス回線を利用している場合	1の工事ごとに	30,000 円(33,000 円)
					コールドスタンバイ及びオンサイトのもの	下記以外の場合	1の工事ごとに	98,000 円(107,800 円)
						特定事業者アクセス回線を利用している場合	1の工事ごとに	30,000 円(33,000 円)
		設定変更		設計変更を含む場合	1の工事ごとに	50,000 円(55,000 円)		
				上記以外の場合	1の工事ごとに	5,500 円(6,050 円)		
		特定事業者アクセス部分	IPv6 接続オプションに係る工事	1の工事ごとに	2,000 円(2,200 円)			
		ソフトウェア	通常利用のもの	SA25のもの	1の契約ごとに	111,000 円(122,100 円)		
				SA250のもの	1の契約ごとに	155,000 円(170,500 円)		
				SA750のもの	1の契約ごとに	265,000 円(291,500 円)		

	型		証明書認証を利用する場合	1の工事ごとに	50,000 円(55,000 円)
			利用可能なクライアントIDの追加に係るもの	クライアントIDの追加50ごとに	5,500 円(6,050 円)
		一時利用のもの	下記以外の場合	1の工事ごとに	30,000 円(33,000 円)
			証明書認証を利用する場合	1の工事ごとに	50,000 円(55,000 円)
		設定変更	下記以外の場合	1の工事ごとに	50,000 円(55,000 円)
			利用可能なクライアントIDの追加数の増減の場合	1の工事ごとに	5,500 円(6,050 円)
			クライアントIDに係る登録情報の変更の場合	1の工事ごとに	5,500 円(6,050 円)
		サブグループ機能	設定変更	1の工事ごとに	5,500 円(6,050 円)
		優先制御機能		1の工事ごとに 5,500 円(6,050 円)	

備考

- 1 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。
- 2 インターネット接続機能において、セキュリティオプション設定を行うことにより、パケットフィルタリング機能及びステートフル・インスペクション機能が利用できます。
- 3 IPsec型のインターネットVPN機能に係るVPN装置部分の工事費は、その工事費の適用による細目がRプランの場合は、インターネットVPN機能を利用開始する場合の工事には適用しません。  
※Rプランは平成30年4月1日より新規受付を停止します。

## 第2 線路設置費

### 1 適用

区分	内容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路(異経路による設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。)について適用します。</p> <p>イ 移転後の第1種アクセス回線等の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにイーサネット網契約を締結して、その場所でイーサネット網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次の通りとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 新たに提供を受けるイーサネット網サービスの線路設置費の額             </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額             </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;">                 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)             </td> </tr> </table> <p>イ イーサネット網サービスの種類及び品目等の変更の場合の線路設置費の額は、次の通りとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 変更後の第1種アクセス回線等を新設するときの線路設置費の額             </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 変更前の第1種アクセス回等を新設するときの線路設置費の額             </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;">                 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)             </td> </tr> </table>	新たに提供を受けるイーサネット網サービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)	変更後の第1種アクセス回線等を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の第1種アクセス回等を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)
新たに提供を受けるイーサネット網サービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)							
変更後の第1種アクセス回線等を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の第1種アクセス回等を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)							

### 2 線路設置費の額

1の第1種アクセス回線等につき区域外線路 100m までごとに

区分	線路設置費の額
	光配線の場合
線路設置費	88,000 円(96,800 円)

### 第3 設備費

#### 1 適用

区分	内容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア 異経路の線路の部分 イ 特別な電気通信設備の部分

#### 2 設備費の額

設備費の額	別に算定する実費
備考	別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するイーサネット網サービス取扱所において閲覧に供します。

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 IPアドレス取得申請手数料

区 分	単 位	料金額
IPアドレス取得申請手数料	1の申請ごとに	1,000 円(1,100 円)
IPアドレスにかかるデータベース更新手数料	1の申請ごとに	1,000 円(1,100 円)

第2 ドメイン名取得申請手数料

区 分	単 位	料金額
ドメイン名取得申請手数料	1の申請ごとに	8,000 円(8,800 円)
ドメイン名にかかるデータベース更新手数料	1の申請ごとに	1,000 円(1,100 円)

第3 ドメイン名維持料

区 分	単 位	料金額
ドメイン名維持料	1ドメイン名ごとに	400 円(440 円)

## 別表

別表 基本的な技術的事項

第 I 種イーサネット網サービスに係るアクセス回線に関するもの

品目		物理的条件	相互接続回路	
上限伝送速度	最低伝送速度			
10Mb/s	1Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠	
	2Mb/s			
	3Mb/s			
	5Mb/s			
	10Mb/s			
100Mb/s	1Mb/s		IEEE802.3 100BASE-TX 準拠	
	2Mb/s			
	3Mb/s			
	5Mb/s			
	10Mb/s			
	20Mb/s			
	30Mb/s			
	50Mb/s			
1Gb/s	10Mb/s	LC 形単心光ファイバコネクタ (IEC 規格 61754-20 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠	
	20Mb/s			
	30Mb/s			
	50Mb/s	GI 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6832 の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準拠)		
	100Mb/s			
	200Mb/s			
	300Mb/s		LC 形単心光ファイバコネクタ (IEC 規格 61754-20 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠
	500Mb/s			
	SM 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6835 の SSMA-10/125 準拠)			
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠		

(注) 第1種異収容アクセス回線については、1契約につき、物理的条件に定めるコネクタを2つ提供します。

総合オープン通信網サービスを利用する方式のもの  
当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
ブロードバンドアクセス方式Ⅱのもの	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
		IEEE802.3 100BASE-TX 準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠) 非シールドより対線(UTP)ケーブル エンハンスドカテゴリ5 以上 (ANSI/TIA/EIA-568-B.2 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠

auひかり(W)サービスを利用する方式のもの  
当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
ベストエフォートのもの	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
		IEEE802.3 100BASE-TX 準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠) 非シールドより対線(UTP)ケーブル エンハンスドカテゴリ5 以上 (ANSI/TIA/EIA-568-B.2 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠

第Ⅱ種イーサネット網サービスに係るアクセス回線に関するもの

品目	物理的条件	相互接続回路
10Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
100Mb/s		IEEE802.3 100BASE-TX 準拠
1Gb/s	LC 形単心光ファイバコネクタ (IEC 規格 61754-20 準拠) GI 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6832 の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠
	LC 形単心光ファイバコネクタ (IEC 規格 61754-20 準拠) SM 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6835 の SSMA-10/125 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠

第三種イーサネット網サービスに係るアクセス回線に関するもの

品目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
1Mb/s		
2Mb/s		
3Mb/s		
4Mb/s		
5Mb/s		
6Mb/s		
7Mb/s		
8Mb/s		
9Mb/s		IEEE802.3 100BASE-TX 準拠
10Mb/s		
20Mb/s		
30Mb/s		
40Mb/s		
50Mb/s		
60Mb/s		
70Mb/s		
80Mb/s		
90Mb/s		
100Mb/s	LC 形単心光ファイバコネクタ (IEC 規格 61754-20 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠
200Mb/s		
300Mb/s		
400Mb/s		
500Mb/s		
600Mb/s		
700Mb/s		
800Mb/s		
900Mb/s		
1Gb/s	GI 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6832 の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠
200Mb/s	LC 形単心光ファイバコネクタ (IEC 規格 61754-20 準拠)	
300Mb/s	SM 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6835 の SSMA- 10/125 準拠)	
400Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠
500Mb/s	LC 形単心光ファイバコネクタ (IEC 規格 61754-20 準拠)	IEEE802.3ae 10GBASE-LR 準拠
600Mb/s		
700Mb/s		
800Mb/s		
900Mb/s		
1Gb/s		
2Gb/s		
3Gb/s		
4Gb/s		
5Gb/s		
6Gb/s	SM 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6835 の SSMA- 10/125 準拠)	
7Gb/s		
8Gb/s		
9Gb/s		
10Gb/s		

## 附則

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成15年1月20日から施行します。

ただし、当社が別に定める期日までは、当社が別に定める同一のイーサネット網サービス取扱局に収容されるアクセス回線による通信のみを提供します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成15年9月1日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成15年9月10日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成15年10月1日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成15年11月1日から施行します。

ただし、アクセス回線の品目が上限伝送速度 100Mb/s 最低伝送速度 100Mb/s のもの及び中継回線の品目が 100Mb/s のものは、当社が別に定める期日から提供します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成15年12月10日から施行します。

ただし、第Ⅱ種イーサネット網サービスについては、平成16年1月1日から提供します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成16年2月1日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成16年4月1日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成16年6月1日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成16年7月1日から施行します。

(経過措置)

- 2 この改正約款実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 3 この改正約款実施前にその事由が生じたイーサネット網サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成16年7月22日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成16年8月1日から施行します。

(経過措置)

- 2 この改正約款実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 3 この改正約款実施前にその事由が生じたイーサネット網サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成16年12月1日から施行します。

(経過措置)

- 2 この改正約款実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のと通りとします。
- 3 この改正約款実施前にその事由が生じたイーサネット網サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 4 この改正約款実施前に東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のATMデータ通信網サービスに関する契約約款の規定により基本契約期間の適用を受けている他社接続回線については、この改正約款による改正後の約款の適用による最低利用期間の適用を受けるものとし、その最低利用期間は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が、その他社接続回線の提供を開始した日から起算するものとします。
- 5 この改正約款実施の際限に、改正前の規定により提供しているインターネットVPN機能VPNゲートウェイ部分については、この改正約款実施の日に、インターネットVPN機能ゲートウェイ部分タイプ1に移行したものと見なして取り扱います。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成17年1月1日から施行します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成17年9月1日から施行します。

(経過措置)

2 この改正約款実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正約款実施前にその事由が生じたイーサネット網サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前の通りとします。

4 この改正約款実施の際限に、改正前の規定により提供しているインターネットVPN機能については、この改正約款実施の日に、IPSec型のインターネットVPN機能に移行したものと見なして取り扱います。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成18年1月1日から施行します。

ただし、接続アクセス回線(イーサネット方式のものに限ります。)の品目が6Mb/s から9Mb/s のもの及び20Mb/s から100Mb/s のものは、平成18年2月1日から提供します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成20年6月1日から施行します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成21年2月13日から施行します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成21年4月16日から施行します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成22年4月1日から施行します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成23年6月20日から施行します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成23年9月15日から施行します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成24年1月1日から施行します。

ただし、アクセス回線の品目が上限伝送速度 1Gb/s のものは、平成24年1月2日から提供します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成24年1月31日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成26年1月31日から施行します。

附則

(実施期間)

- 1 この改正約款は、平成26年10月1日から施行します。

附則

(実施期間)

- 1 この改正約款は、平成26年12月22日から施行します。

附則

(実施期間)

- 1 この改正約款は、平成27年3月31日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成27年5月7日から施行します。ただし、この規定のうち、第 I 種イーサネット網サービスの付加機能(クラウドアクセス機能に係るものに限り)に係る変更は、平成27年6月24日より実施します。

(契約に関する経過措置)

- 2 この改正約款実施の際現に、当社の CTC マネージドクラウド利用規約の規定により次表の左欄の基本利用料の適用を受けている者は、この約款実施の日において、イーサネット網サービス契約の締結及び対応する区別を選択したものとみなします。

CTC マネージドクラウド利用規約における基本料の種類及び区分	この約款における定額利用料の区別
クラウド接続サービスタイプ 1 のコース1のもの	第 1 種イーサネット網サービスの2-3 付加機能使用料に規定するクラウドアクセス機能

(経過措置)

- 3 この改正約款実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は平成28年3月22日から施行します。

(契約に関する経過措置)

- 2 この改正約款実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正

約款実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

付加機能(インターネットVPN機能のソフトウェア型)に係る同時に接続可能なIDの数が25までのもの	付加機能(インターネットVPN機能のソフトウェア型)に係る細目SA25
付加機能(インターネットVPN機能のソフトウェア型)に係る同時に接続可能なIDの数が250までのもの	付加機能(インターネットVPN機能のソフトウェア型)に係る細目SA250
付加機能(インターネットVPN機能のソフトウェア型)に係る同時に接続可能なIDの数が750までのもの	付加機能(インターネットVPN機能のソフトウェア型)に係る細目SA750

(経過措置)

3 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は平成28年4月1日から施行します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成28年6月30日から施行します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成28年8月10日から施行します。

(経過措置)

2 この改正約款実施の際現に、この改正約款による改正前の約款(以下この附則において「改正前約款」といいます。)の規定により提供しているイーサネット網サービス(次表に定める他社接続回線と相互に接続するものに限り、)の提供条件は、なお従前のとおりとします。

他社接続回線	
高速デジタル伝送方式のもの	OTNet 株式会社の契約約款及び料金表等に定める電気通信サービス(当社の専用サービス契約約款に定める高速デジタル伝送サービスに相当するものとして当社が認めるものに限り、)に係るもの
ATM方式のもの	OTNet 株式会社の契約約款に定めるATM専用サービス又はATMデータ通信網サービスに係るもの

3 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この廃止規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成28年10月1日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成28年11月1日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成29年2月1日から施行します。

(EtherDIVEゲートウェイ機能に関する経過措置)

- 2 この改正約款実施の際現に、この改正約款による改正前の約款(以下この附則において「改正前約款」といいます。)の規定により提供しているEtherDIVEゲートウェイ機能は、この改正約款実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているイーサネット網ゲートウェイ機能及び EtherDIVE サービス契約約款に定めるEtherDIVEゲートウェイ機能に移行したものとみなします。

(Etherコミュファゲートウェイ機能に関する経過措置)

- 3 この改正約款実施の際現に、改正前約款の規定により提供しているEtherコミュファゲートウェイ機能は、この改正約款実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているイーサネット網ゲートウェイ機能及び Ether コミュファサービス契約約款に定めるEtherコミュファゲートウェイ機能に移行したものとみなします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成29年4月12日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成30年4月1日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成30年5月1日から施行します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成30年6月1日から施行します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正約款は令和元年5月17日から実施します。

令和元年5月17日から第I種イーサネット網サービス契約の新規申込受付は行いません。

(経過措置)

- 2 この改正約款の実施の際現に、改定前の規定により提供されている第I種イーサネット網サービス契約の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正約款は令和元年7月31日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正約款は令和2年3月1日から実施します。  
(契約に関する移行措置)
- 2 この改正約款で規定する第Ⅰ種イーサネット網契約若しくは第Ⅱ種イーサネット網契約は、別で定める方法による契約者の承認をもって、統合型イーサネット網サービス契約約款により規定する同一品目へ契約変更となるものとする。

附則

(実施時期)

- 1 この改正約款は2021年3月25日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正約款は2023年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正約款は2024年2月1日から実施します。